

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年3月9日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年9月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新およびマザーファンドの運用指図権限の委託先変更等に伴う所要の変更を行うため、本訂正届出書を提出します。

2 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、3,000億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型の別	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
		不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産
		資産複合

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内 外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とするものをいう。

属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回（隔月）	欧州		
	年12回（毎月）	アジア		
	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ファンズ	
不動産投信	その他	中南米		なし
その他資産（投資信託 証券(株式・債券・ 不動産投信)）		アフリカ		
		中近東（中東）		
資産複合		エマージング		

（注）該当する部分を網掛け表示しています。

- ※ 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

該当する属性区分の定義について

その他資産（投資信託証券 (株式・債券・不動産投信)）	投資信託証券（マザーファンド）を通じて、主として、株式・債券・不動産投信に投資する。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

- ※ 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
- ※ 商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

〔ファンドの目的・特色〕

ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色1 世界各国の株式、リートおよび新興国の債券に分散投資を行います。

◆「グローバル株式インカム マザーファンド」、「ワールド・リート・オープン マザーファンド」、「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の各受益証券への投資を通じて、世界各国の株式、リート（上場不動産投資信託）* および新興国（エマージング・カントリー）の債券を主要投資対象とします。

◆原則として、為替ヘッジは行いません。



*【リート（上場不動産投資信託）】

複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。

● 投資対象地域における投資状況（2022年12月30日現在）

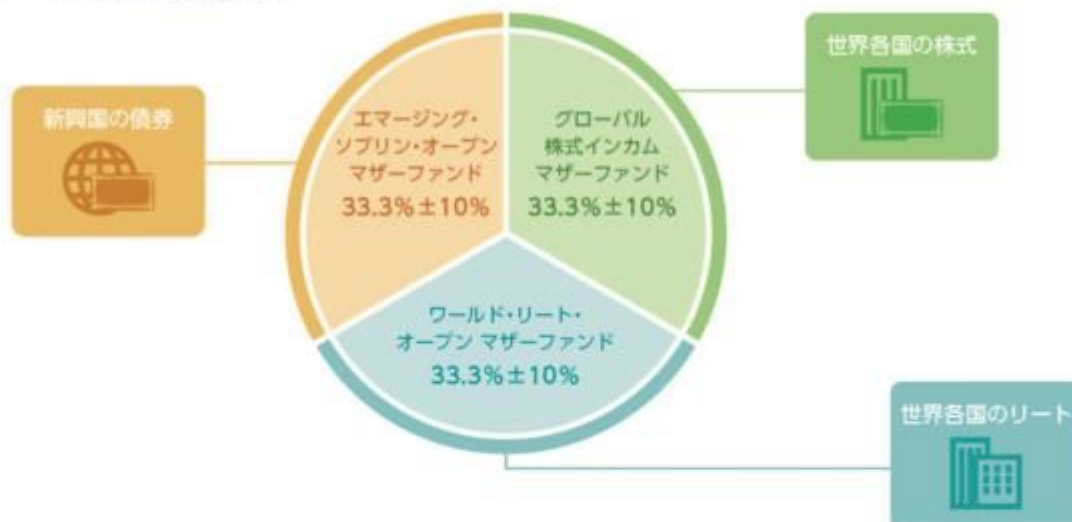


※上記の投資状況は、将来変更となる可能性があります。

特色2

各マザーファンドへ当ファンドの純資産総額に対して3分の1程度の投資を行い、各投資割合が一定の範囲内となるよう組入比率の調整を行います。

- ◆ 3資産に分散投資を行うことで収益源を多様化し、安定的な収益の確保とリスク分散を図ります。
- ◆ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 各マザーファンドの想定組入比率



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ◆ 毎年7月の決算時には、委託会社が決定する額を付加して分配を行う場合があります。



上記はイメージ図であり、将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



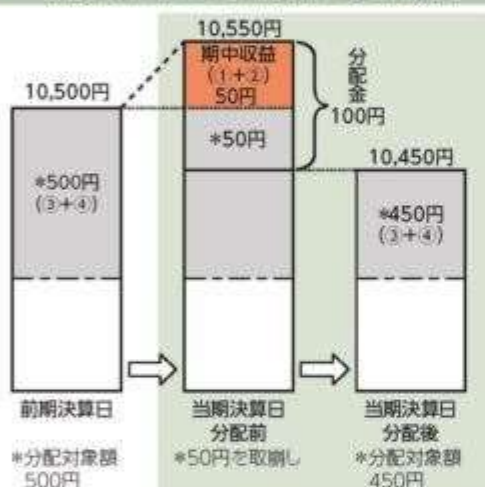
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

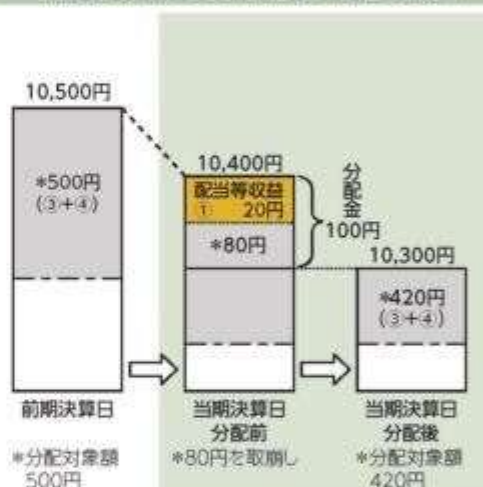
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



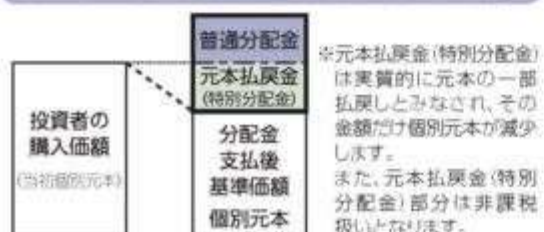
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金: 当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金: 追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

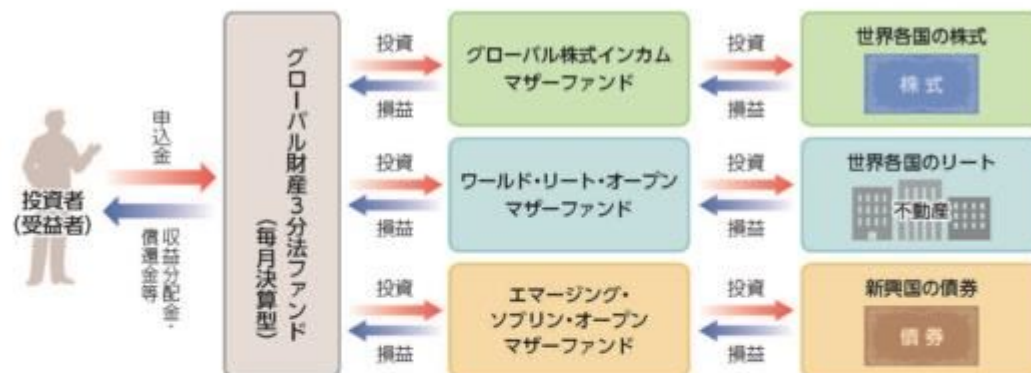


普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

特色 各マザーファンドの特色

グローバル株式インカム マザーファンド

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
 - ・株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ② 銘柄選定の基準として企業の信用度を重視します。
原則として、取得時において投資適格の長期発行体格付けを有する企業に投資を行います。
 - ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ UBSアセット・マネジメント株式会社からアドバイスを受け、運用を行います。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

- ① 世界各国のリート（上場不動産投資信託）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
 - ・リーートの組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、業種（セクター）配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
 - ③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- 資金動向や市況動向等によっては、①～③のような運用ができない場合があります。
- ④ モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク（MSIM（米国））に運用指図の権限を委託します。

◆ 当マザーファンドにおける運用体制は以下の通りです。



- MSIM（米国）にマザーファンドの資金配分および不動産投資信託証券の運用に関する権限を委託します。
- MSIM（米国）は、欧州地域および中東地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド（MSIM（ロンドン））に、アジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図に関する権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー（MSIM（シンガポール））に、更に委託することができます。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

- 1 新興国(エマージング・カントリー)のソブリン債券*1および準ソブリン債券*2を主要投資対象とし、高水準かつ安定的な利子収入の確保と値上がり益の獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※1【ソブリン債券】

ソブリン債券とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

※2【準ソブリン債券】

準ソブリン債券とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

- 2 グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・信用リスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。

- ・新興国が発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。
- ・J.P. Morgan EMBI Global Diversified(円換算)をベンチマークとします。

- 3 原則として、為替ヘッジは行いません。

米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向や資金動向、残存信託期間等の事情によっては、①～③のような運用ができない場合があります。

- 4 ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図の権限を委託します。

J.P. Morgan EMBI Global Diversified:情報は、信頼性があると信じられる情報源から取得したものです。J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2015, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月

三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を
三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

<訂正後>

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2022年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- f. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d. の証券およびe. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

《グローバル株式インカム マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 株式への投資は、制限を設けません。

(2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

(9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。

(10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《ワールド・リート・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメン

ト・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、MSIMファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドに更に委託することができます。

3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限りします。
- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内

とします。

ハ、ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。

ニ、エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ホ、エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。

- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。

- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

- ⑧ 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。

- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。

- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

<訂正後>

グローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オープン マザーファンドの各受益証券を通じて、世界各国の株式、上場不動産投資信託および新興国の債券を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

a. 有価証券

b. 約束手形

c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたグローバル株式インカム マザーファンド、ワールド・リート・オープン マザーファンドおよびエマージング・ソブリン・オー

プン マザーファンドの各受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.、b. の証券または証書の性質を有するもの
- d. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- e. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- f. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、a. の証券およびc. の証券または証書のうちa. の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができるものとします。また、d. の証券およびe. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

④ 特別な場合の金融商品による運用

前記②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③のa. からd. までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《参考》マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

《グローバル株式インカム マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として世界主要先進国の割安で好配当が期待される株式に分散投資を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、制限を設けません。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (4) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (5) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (7) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。
- (8) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。
- (9) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (10) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《ワールド・リート・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。
- ② ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。また、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに更に委託することができます。

3. 投資制限

- (1) 主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

- (2) 有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- (3) 投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。
- (4) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (5) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (6) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

《エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド》

－運用の基本方針－

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、高水準かつ安定的なインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的として、信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

エマージング・カントリーのソブリン債券（国債、政府保証債等をいいます。）および準ソブリン債券（政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① エマージング・カントリーが発行する米ドル建のソブリン債券を中心に投資を行います。（一部、ユーロ建の債券に投資する場合があります。）
- ② グローバルな視点からのファンダメンタルズ分析・クレジットリスク分析に基づく分散投資を基本とし、アクティブに運用します。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の債券を中心に投資することを基本とします。
 - イ. ブレディ債（エマージング・カントリーの政府が、1989年のブレディプランに基づいて発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券をいいます。）
 - ロ. ユーロ債（米ドル建・ユーロ建）。（ブレディ債以外の債券で、エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
 - ハ. 現地米ドル建債・現地ユーロ建債（エマージング・カントリーの政府または政府関連機関等が、自国市場において米ドル建またはユーロ建で発行し、流通する債券をいいます。）
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、原則として以下の範囲内で行います。
 - イ. エマージング・カントリー単一国への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ロ. ユーロ建資産への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - ハ. ソブリン債券以外への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の35%以内とします。
 - ニ. エマージング・カントリーの同一企業（政府関連機関を含みます。）が発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ホ. エマージング・カントリーの現地通貨建資産への投資は、行いません。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
ただし、米ドル建資産以外の外貨建資産については、実質的に米ドル建となるように為替取引を行う場合があります。
- ⑥ 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、運用者の判断に

より主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

- ⑦ 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向、残存期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 債券等の運用にあたっては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。

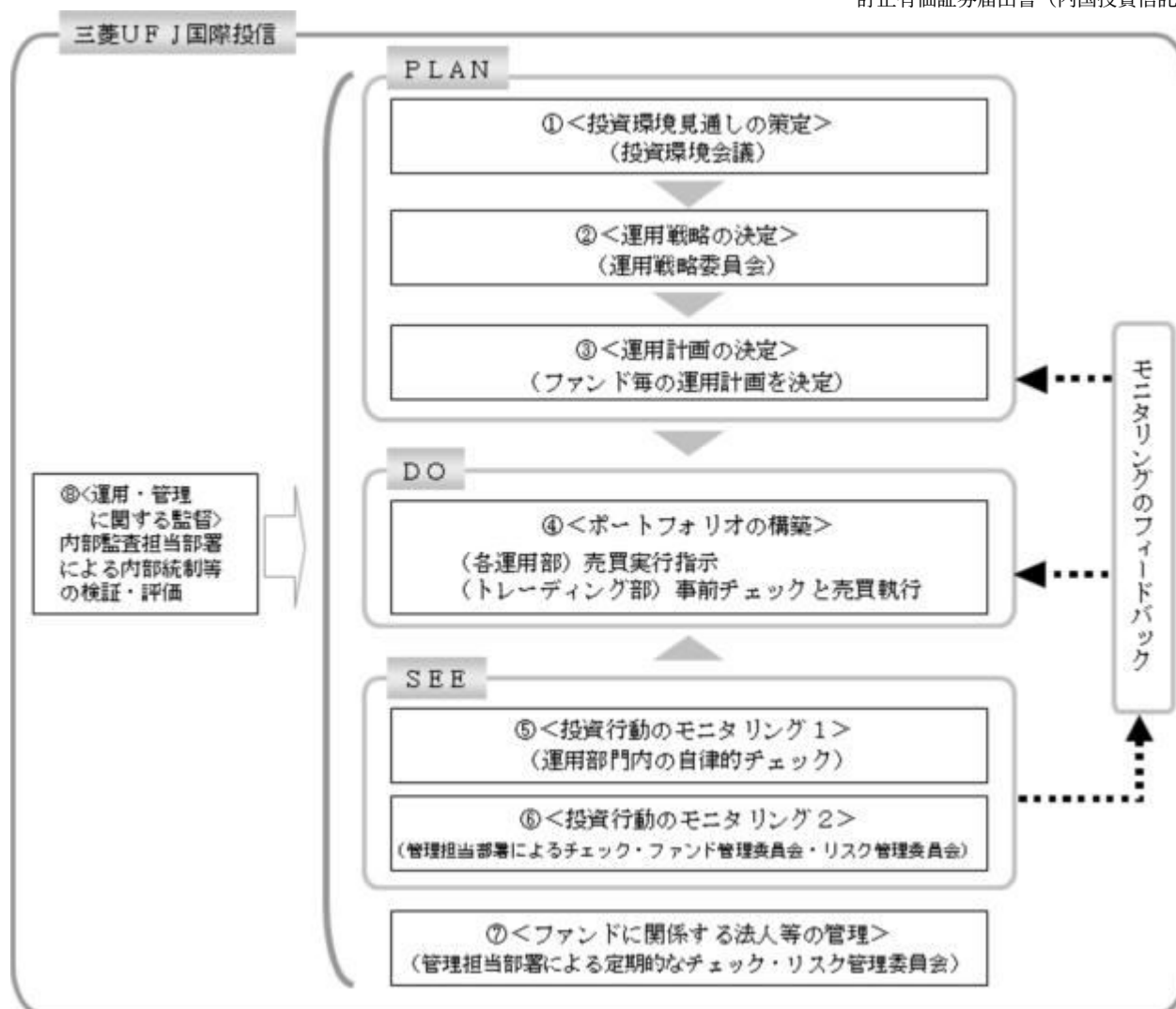
3. 投資制限

- (1) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) スワップ取引は、約款第19条の範囲で行います。
- (7) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。
- (8) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

(3) 【運用体制】

<更新後>



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果

は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

① 価格変動リスク

- a. 株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。
- b. リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リーートの価格が変動すればファンドの基準価額の変動要因となります。

② 金利変動リスク

- a. 金利上昇時にはリーートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リーートの価格が下落してファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リーートの価格や配当率が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。
- b. 投資している国の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。債券については、米ドル建債券を中心に投資を行うため、特に米国金利の変動に影響を受けますが、新興国の金利等の影響を受ける場合もあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建、豪ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資します（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

④ 信用リスク

- a. 投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。
- b. 債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

⑤ 流動性リスク

- a. 有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入る有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。
- b. 一般的に、リートや新興国の債券は、市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

⑥ カントリー・リスク

- a. 投資している国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、ファンドが保有している有価証券等の価格が大きく変動する可能性があります。
- b. 新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。
 - （a）先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - （b）政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - （c）海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
 - （d）先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

⑦ リートの構造上のリスク

- a. リートが投資する不動産に関するリスク
リートが投資を行う不動産の特性（所在地、使用目的、権利関係など）や状況（稼働率、賃料水準など）に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合等には、リートの価格が下落することがあります。
- b. リートの経営陣等に関するリスク
リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。
- c. リートの資金調達に関するリスク
リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。
- d. リートの規模に関するリスク
一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

e. リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

⑧ ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

⑨ カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

⑩ 運用指図の権限委託に係る留意点

委託会社は、運用指図の権限委託を受けた者が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等には、この委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、運用指図の権限委託を受けた者は、この権限の受託を中止することができます。なお、前記による中止の場合、委託会社は、新たに同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託すること、およびファンドの名称を変更することができます。

⑪ その他の主な留意点

a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。

b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。

c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

d. 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

① トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

② コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③ リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機軸性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他の一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債の市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2022年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

（1）【投資状況】

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,938,172,307	97.56
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	273,471,460	2.44
純資産総額		11,211,643,767	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	グローバル株式インカム マザーファンド	994,541,084	3.8303	3,809,484,906	3.6998	3,679,603,102	32.82
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,320,883,926	2.9005	3,831,349,968	2.7658	3,653,300,762	32.58

日本	親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	901,993,606	4.1578	3,750,309,016	3.9970	3,605,268,443	32.16
----	-----------	--------------------------	-------------	--------	---------------	--------	---------------	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	97.56
合計	97.56

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和4年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第87計算期間末日（平成25年 1月15日）	28,698,873,498	28,747,895,278	5,854	5,864
第88計算期間末日（平成25年 2月12日）	29,483,759,785	29,531,456,088	6,182	6,192
第89計算期間末日（平成25年 3月12日）	29,731,318,623	29,777,811,681	6,395	6,405
第90計算期間末日（平成25年 4月12日）	30,661,909,095	30,707,093,985	6,786	6,796
第91計算期間末日（平成25年 5月13日）	31,166,957,538	31,211,216,426	7,042	7,052
第92計算期間末日（平成25年 6月12日）	26,751,447,769	26,794,239,330	6,252	6,262
第93計算期間末日（平成25年 7月12日）	27,173,352,862	27,215,517,326	6,445	6,455
第94計算期間末日（平成25年 8月12日）	25,950,608,263	25,992,069,758	6,259	6,269
第95計算期間末日（平成25年 9月12日）	26,099,972,472	26,140,855,466	6,384	6,394
第96計算期間末日（平成25年10月15日）	26,139,464,316	26,179,728,208	6,492	6,502
第97計算期間末日（平成25年11月12日）	25,860,243,207	25,899,638,867	6,564	6,574
第98計算期間末日（平成25年12月12日）	25,402,156,189	25,440,134,617	6,689	6,699
第99計算期間末日（平成26年 1月14日）	24,935,773,907	24,972,106,535	6,863	6,873
第100計算期間末日（平成26年 2月12日）	24,442,801,593	24,478,578,203	6,832	6,842
第101計算期間末日（平成26年 3月12日）	24,426,465,126	24,461,487,517	6,975	6,985

第102計算期間末日	（平成26年 4月14日）	23,911,872,439	23,946,171,610	6,972	6,982
第103計算期間末日	（平成26年 5月12日）	24,539,057,839	24,572,990,318	7,232	7,242
第104計算期間末日	（平成26年 6月12日）	24,365,389,050	24,398,584,541	7,340	7,350
第105計算期間末日	（平成26年 7月14日）	23,866,210,653	23,898,799,232	7,323	7,333
第106計算期間末日	（平成26年 8月12日）	23,282,348,694	23,314,393,015	7,266	7,276
第107計算期間末日	（平成26年 9月12日）	24,162,943,710	24,194,374,161	7,688	7,698
第108計算期間末日	（平成26年10月14日）	22,750,722,512	22,781,556,531	7,378	7,388
第109計算期間末日	（平成26年11月12日）	24,770,048,944	24,800,008,941	8,268	8,278
第110計算期間末日	（平成26年12月12日）	24,187,443,118	24,216,230,190	8,402	8,412
第111計算期間末日	（平成27年 1月13日）	23,693,388,698	23,721,530,044	8,419	8,429
第112計算期間末日	（平成27年 2月12日）	23,869,973,431	23,925,153,461	8,652	8,672
第113計算期間末日	（平成27年 3月12日）	23,225,536,456	23,279,730,597	8,571	8,591
第114計算期間末日	（平成27年 4月13日）	23,131,152,079	23,184,098,969	8,737	8,757
第115計算期間末日	（平成27年 5月12日）	22,659,579,235	22,711,841,637	8,671	8,691
第116計算期間末日	（平成27年 6月12日）	22,351,980,488	22,403,251,825	8,719	8,739
第117計算期間末日	（平成27年 7月13日）	21,657,851,231	21,708,304,321	8,585	8,605
第118計算期間末日	（平成27年 8月12日）	21,751,747,435	21,801,529,620	8,739	8,759
第119計算期間末日	（平成27年 9月14日）	19,694,648,751	19,743,776,923	8,018	8,038
第120計算期間末日	（平成27年10月13日）	20,170,589,874	20,219,397,253	8,265	8,285
第121計算期間末日	（平成27年11月12日）	20,302,316,890	20,350,535,740	8,421	8,441
第122計算期間末日	（平成27年12月14日）	19,341,303,821	19,388,921,206	8,124	8,144
第123計算期間末日	（平成28年 1月12日）	18,260,650,619	18,319,493,637	7,758	7,783
第124計算期間末日	（平成28年 2月12日）	16,654,220,504	16,712,766,157	7,112	7,137
第125計算期間末日	（平成28年 3月14日）	18,217,734,692	18,275,950,144	7,823	7,848
第126計算期間末日	（平成28年 4月12日）	17,416,982,987	17,474,834,637	7,527	7,552
第127計算期間末日	（平成28年 5月12日）	17,539,627,167	17,597,135,099	7,625	7,650
第128計算期間末日	（平成28年 6月13日）	17,053,027,033	17,110,083,813	7,472	7,497
第129計算期間末日	（平成28年 7月12日）	16,882,647,250	16,939,402,017	7,437	7,462
第130計算期間末日	（平成28年 8月12日）	16,919,245,435	16,975,627,464	7,502	7,527
第131計算期間末日	（平成28年 9月12日）	16,717,433,732	16,773,619,801	7,438	7,463
第132計算期間末日	（平成28年10月12日）	16,505,285,879	16,561,254,329	7,373	7,398
第133計算期間末日	（平成28年11月14日）	16,503,843,131	16,559,533,083	7,409	7,434
第134計算期間末日	（平成28年12月12日）	17,967,962,303	18,023,073,759	8,151	8,176
第135計算期間末日	（平成29年 1月12日）	17,595,110,176	17,648,721,176	8,205	8,230
第136計算期間末日	（平成29年 2月13日）	17,286,728,666	17,339,610,498	8,172	8,197
第137計算期間末日	（平成29年 3月13日）	17,087,771,292	17,139,951,299	8,187	8,212
第138計算期間末日	（平成29年 4月12日）	16,509,604,812	16,561,424,714	7,965	7,990
第139計算期間末日	（平成29年 5月12日）	17,031,219,010	17,082,645,904	8,279	8,304
第140計算期間末日	（平成29年 6月12日）	16,526,573,721	16,577,400,818	8,129	8,154
第141計算期間末日	（平成29年 7月12日）	16,608,024,779	16,658,359,521	8,249	8,274
第142計算期間末日	（平成29年 8月14日）	16,024,055,756	16,073,925,323	8,033	8,058
第143計算期間末日	（平成29年 9月12日）	16,120,732,808	16,169,812,832	8,211	8,236
第144計算期間末日	（平成29年10月12日）	16,385,970,813	16,434,455,565	8,449	8,474

第145計算期間末日	（平成29年11月13日）	16,182,585,734	16,230,185,430	8,499	8,524
第146計算期間末日	（平成29年12月12日）	16,110,938,230	16,158,048,095	8,550	8,575
第147計算期間末日	（平成30年 1月12日）	15,865,300,756	15,912,087,921	8,477	8,502
第148計算期間末日	（平成30年 2月13日）	14,678,092,686	14,724,495,309	7,908	7,933
第149計算期間末日	（平成30年 3月12日）	14,578,814,810	14,625,121,431	7,871	7,896
第150計算期間末日	（平成30年 4月12日）	14,439,294,211	14,485,421,211	7,826	7,851
第151計算期間末日	（平成30年 5月14日）	14,720,962,217	14,766,945,958	8,003	8,028
第152計算期間末日	（平成30年 6月12日）	14,816,573,519	14,862,302,949	8,100	8,125
第153計算期間末日	（平成30年 7月12日）	14,886,907,571	14,932,166,228	8,223	8,248
第154計算期間末日	（平成30年 8月13日）	14,493,798,773	14,538,787,916	8,054	8,079
第155計算期間末日	（平成30年 9月12日）	14,517,330,721	14,562,117,998	8,103	8,128
第156計算期間末日	（平成30年10月12日）	13,977,609,479	14,022,098,606	7,855	7,880
第157計算期間末日	（平成30年11月12日）	14,311,539,278	14,355,823,040	8,079	8,104
第158計算期間末日	（平成30年12月12日）	13,831,656,605	13,875,623,364	7,865	7,890
第159計算期間末日	（平成31年 1月15日）	13,087,247,532	13,130,985,526	7,480	7,505
第160計算期間末日	（平成31年 2月12日）	13,771,702,355	13,815,265,742	7,903	7,928
第161計算期間末日	（平成31年 3月12日）	13,844,953,422	13,888,198,598	8,004	8,029
第162計算期間末日	（平成31年 4月12日）	14,049,907,321	14,092,703,968	8,207	8,232
第163計算期間末日	（令和 1年 5月13日）	13,591,346,776	13,633,954,058	7,975	8,000
第164計算期間末日	（令和 1年 6月12日）	13,509,557,551	13,552,085,684	7,942	7,967
第165計算期間末日	（令和 1年 7月12日）	13,645,902,612	13,688,262,055	8,054	8,079
第166計算期間末日	（令和 1年 8月13日）	12,813,367,844	12,855,543,647	7,595	7,620
第167計算期間末日	（令和 1年 9月12日）	13,433,478,965	13,475,471,065	7,998	8,023
第168計算期間末日	（令和 1年10月15日）	13,270,980,154	13,312,720,594	7,949	7,974
第169計算期間末日	（令和 1年11月12日）	13,422,222,582	13,463,450,045	8,139	8,164
第170計算期間末日	（令和 1年12月12日）	13,310,087,771	13,350,967,646	8,140	8,165
第171計算期間末日	（令和 2年 1月14日）	13,528,744,160	13,569,043,429	8,393	8,418
第172計算期間末日	（令和 2年 2月12日）	13,339,753,537	13,379,477,514	8,395	8,420
第173計算期間末日	（令和 2年 3月12日）	10,711,054,837	10,750,432,966	6,800	6,825
第174計算期間末日	（令和 2年 4月13日）	10,291,309,826	10,330,453,661	6,573	6,598
第175計算期間末日	（令和 2年 5月12日）	10,073,967,801	10,112,988,606	6,454	6,479
第176計算期間末日	（令和 2年 6月12日）	10,515,480,106	10,554,415,999	6,752	6,777
第177計算期間末日	（令和 2年 7月13日）	10,570,630,489	10,609,462,267	6,805	6,830
第178計算期間末日	（令和 2年 8月12日）	10,919,654,421	10,958,337,024	7,057	7,082
第179計算期間末日	（令和 2年 9月14日）	10,675,832,491	10,714,280,613	6,942	6,967
第180計算期間末日	（令和 2年10月12日）	10,762,886,560	10,801,336,994	6,998	7,023
第181計算期間末日	（令和 2年11月12日）	11,047,710,623	11,086,005,044	7,212	7,237
第182計算期間末日	（令和 2年12月14日）	11,070,128,329	11,107,932,607	7,321	7,346
第183計算期間末日	（令和 3年 1月12日）	11,139,207,484	11,176,750,349	7,418	7,443
第184計算期間末日	（令和 3年 2月12日）	11,336,820,507	11,373,792,451	7,666	7,691
第185計算期間末日	（令和 3年 3月12日）	11,606,796,722	11,643,467,654	7,913	7,938
第186計算期間末日	（令和 3年 4月12日）	11,817,814,704	11,854,118,470	8,138	8,163

第187計算期間末日	(令和 3年 5月12日)	11,913,246,931	11,949,279,111	8,266	8,291
第188計算期間末日	(令和 3年 6月14日)	12,366,821,698	12,402,696,335	8,618	8,643
第189計算期間末日	(令和 3年 7月12日)	12,272,347,328	12,308,098,292	8,582	8,607
第190計算期間末日	(令和 3年 8月12日)	12,281,586,409	12,317,106,052	8,644	8,669
第191計算期間末日	(令和 3年 9月13日)	12,140,832,435	12,176,108,822	8,604	8,629
第192計算期間末日	(令和 3年10月12日)	12,106,780,524	12,141,894,210	8,620	8,645
第193計算期間末日	(令和 3年11月12日)	12,468,404,024	12,503,194,959	8,960	8,985
第194計算期間末日	(令和 3年12月13日)	12,214,275,524	12,248,884,583	8,823	8,848
第195計算期間末日	(令和 4年 1月12日)	12,379,034,779	12,413,342,787	9,021	9,046
第196計算期間末日	(令和 4年 2月14日)	11,908,570,006	11,942,738,768	8,713	8,738
第197計算期間末日	(令和 4年 3月14日)	11,475,824,498	11,509,810,363	8,442	8,467
第198計算期間末日	(令和 4年 4月12日)	12,489,781,424	12,523,557,111	9,245	9,270
第199計算期間末日	(令和 4年 5月12日)	11,719,603,983	11,753,223,731	8,715	8,740
第200計算期間末日	(令和 4年 6月13日)	11,982,424,914	12,015,953,589	8,934	8,959
第201計算期間末日	(令和 4年 7月12日)	11,695,554,597	11,729,011,121	8,739	8,764
第202計算期間末日	(令和 4年 8月12日)	12,146,589,162	12,180,018,382	9,084	9,109
第203計算期間末日	(令和 4年 9月12日)	12,421,801,784	12,455,097,794	9,327	9,352
第204計算期間末日	(令和 4年10月12日)	11,266,830,032	11,300,000,200	8,492	8,517
第205計算期間末日	(令和 4年11月14日)	11,779,803,432	11,812,881,925	8,903	8,928
第206計算期間末日	(令和 4年12月12日)	11,686,799,666	11,719,801,601	8,853	8,878
	令和 3年12月末日	12,602,380,115	—	9,120	—
	令和 4年 1月末日	12,002,790,818	—	8,777	—
	2月末日	11,719,109,229	—	8,585	—
	3月末日	12,521,704,824	—	9,229	—
	4月末日	12,462,429,855	—	9,259	—
	5月末日	12,096,539,421	—	9,013	—
	6月末日	11,801,343,414	—	8,810	—
	7月末日	12,004,260,228	—	8,972	—
	8月末日	12,045,567,197	—	9,022	—
	9月末日	11,279,821,053	—	8,493	—
	10月末日	11,982,286,853	—	9,046	—
	11月末日	11,839,187,960	—	8,967	—
	12月末日	11,211,643,767	—	8,502	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第87計算期間	10円
第88計算期間	10円
第89計算期間	10円
第90計算期間	10円
第91計算期間	10円

第92計算期間	10円
第93計算期間	10円
第94計算期間	10円
第95計算期間	10円
第96計算期間	10円
第97計算期間	10円
第98計算期間	10円
第99計算期間	10円
第100計算期間	10円
第101計算期間	10円
第102計算期間	10円
第103計算期間	10円
第104計算期間	10円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	10円
第109計算期間	10円
第110計算期間	10円
第111計算期間	10円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円
第116計算期間	20円
第117計算期間	20円
第118計算期間	20円
第119計算期間	20円
第120計算期間	20円
第121計算期間	20円
第122計算期間	20円
第123計算期間	25円
第124計算期間	25円
第125計算期間	25円
第126計算期間	25円
第127計算期間	25円
第128計算期間	25円
第129計算期間	25円
第130計算期間	25円
第131計算期間	25円
第132計算期間	25円
第133計算期間	25円
第134計算期間	25円

第135計算期間	25円
第136計算期間	25円
第137計算期間	25円
第138計算期間	25円
第139計算期間	25円
第140計算期間	25円
第141計算期間	25円
第142計算期間	25円
第143計算期間	25円
第144計算期間	25円
第145計算期間	25円
第146計算期間	25円
第147計算期間	25円
第148計算期間	25円
第149計算期間	25円
第150計算期間	25円
第151計算期間	25円
第152計算期間	25円
第153計算期間	25円
第154計算期間	25円
第155計算期間	25円
第156計算期間	25円
第157計算期間	25円
第158計算期間	25円
第159計算期間	25円
第160計算期間	25円
第161計算期間	25円
第162計算期間	25円
第163計算期間	25円
第164計算期間	25円
第165計算期間	25円
第166計算期間	25円
第167計算期間	25円
第168計算期間	25円
第169計算期間	25円
第170計算期間	25円
第171計算期間	25円
第172計算期間	25円
第173計算期間	25円
第174計算期間	25円
第175計算期間	25円
第176計算期間	25円
第177計算期間	25円

第178計算期間	25円
第179計算期間	25円
第180計算期間	25円
第181計算期間	25円
第182計算期間	25円
第183計算期間	25円
第184計算期間	25円
第185計算期間	25円
第186計算期間	25円
第187計算期間	25円
第188計算期間	25円
第189計算期間	25円
第190計算期間	25円
第191計算期間	25円
第192計算期間	25円
第193計算期間	25円
第194計算期間	25円
第195計算期間	25円
第196計算期間	25円
第197計算期間	25円
第198計算期間	25円
第199計算期間	25円
第200計算期間	25円
第201計算期間	25円
第202計算期間	25円
第203計算期間	25円
第204計算期間	25円
第205計算期間	25円
第206計算期間	25円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第87計算期間	10.53
第88計算期間	5.77
第89計算期間	3.60
第90計算期間	6.27
第91計算期間	3.91
第92計算期間	△11.07
第93計算期間	3.24
第94計算期間	△2.73
第95計算期間	2.15

第96計算期間	1.84
第97計算期間	1.26
第98計算期間	2.05
第99計算期間	2.75
第100計算期間	△0.30
第101計算期間	2.23
第102計算期間	0.10
第103計算期間	3.87
第104計算期間	1.63
第105計算期間	△0.09
第106計算期間	△0.64
第107計算期間	5.94
第108計算期間	△3.90
第109計算期間	12.19
第110計算期間	1.74
第111計算期間	0.32
第112計算期間	3.00
第113計算期間	△0.70
第114計算期間	2.17
第115計算期間	△0.52
第116計算期間	0.78
第117計算期間	△1.30
第118計算期間	2.02
第119計算期間	△8.02
第120計算期間	3.33
第121計算期間	2.12
第122計算期間	△3.28
第123計算期間	△4.19
第124計算期間	△8.00
第125計算期間	10.34
第126計算期間	△3.46
第127計算期間	1.63
第128計算期間	△1.67
第129計算期間	△0.13
第130計算期間	1.21
第131計算期間	△0.51
第132計算期間	△0.53
第133計算期間	0.82
第134計算期間	10.35
第135計算期間	0.96
第136計算期間	△0.09
第137計算期間	0.48
第138計算期間	△2.40

第139計算期間	4.25
第140計算期間	△1.50
第141計算期間	1.78
第142計算期間	△2.31
第143計算期間	2.52
第144計算期間	3.20
第145計算期間	0.88
第146計算期間	0.89
第147計算期間	△0.56
第148計算期間	△6.41
第149計算期間	△0.15
第150計算期間	△0.25
第151計算期間	2.58
第152計算期間	1.52
第153計算期間	1.82
第154計算期間	△1.75
第155計算期間	0.91
第156計算期間	△2.75
第157計算期間	3.16
第158計算期間	△2.33
第159計算期間	△4.57
第160計算期間	5.98
第161計算期間	1.59
第162計算期間	2.84
第163計算期間	△2.52
第164計算期間	△0.10
第165計算期間	1.72
第166計算期間	△5.38
第167計算期間	5.63
第168計算期間	△0.30
第169計算期間	2.70
第170計算期間	0.31
第171計算期間	3.41
第172計算期間	0.32
第173計算期間	△18.70
第174計算期間	△2.97
第175計算期間	△1.43
第176計算期間	5.00
第177計算期間	1.15
第178計算期間	4.07
第179計算期間	△1.27
第180計算期間	1.16
第181計算期間	3.41

第182計算期間	1.85
第183計算期間	1.66
第184計算期間	3.68
第185計算期間	3.54
第186計算期間	3.15
第187計算期間	1.88
第188計算期間	4.56
第189計算期間	△0.12
第190計算期間	1.01
第191計算期間	△0.17
第192計算期間	0.47
第193計算期間	4.23
第194計算期間	△1.25
第195計算期間	2.52
第196計算期間	△3.13
第197計算期間	△2.82
第198計算期間	9.80
第199計算期間	△5.46
第200計算期間	2.79
第201計算期間	△1.90
第202計算期間	4.23
第203計算期間	2.95
第204計算期間	△8.68
第205計算期間	5.13
第206計算期間	△0.28

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第87計算期間	74,989,210	1,165,277,841	49,021,780,021
第88計算期間	95,603,437	1,421,079,808	47,696,303,650
第89計算期間	123,070,546	1,326,315,846	46,493,058,350
第90計算期間	81,637,601	1,389,805,159	45,184,890,792
第91計算期間	103,132,575	1,029,135,246	44,258,888,121
第92計算期間	104,759,172	1,572,086,117	42,791,561,176
第93計算期間	71,466,495	698,562,710	42,164,464,961
第94計算期間	57,296,986	760,266,617	41,461,495,330
第95計算期間	37,617,449	616,118,286	40,882,994,493
第96計算期間	46,477,571	665,579,992	40,263,892,072
第97計算期間	45,422,914	913,654,203	39,395,660,783
第98計算期間	75,883,710	1,493,115,907	37,978,428,586

第99計算期間	59,674,193	1,705,474,285	36,332,628,494
第100計算期間	48,919,207	604,937,647	35,776,610,054
第101計算期間	44,294,690	798,513,195	35,022,391,549
第102計算期間	104,364,962	827,585,423	34,299,171,088
第103計算期間	40,210,277	406,901,527	33,932,479,838
第104計算期間	70,425,271	807,413,384	33,195,491,725
第105計算期間	62,086,736	668,999,232	32,588,579,229
第106計算期間	74,256,020	618,514,203	32,044,321,046
第107計算期間	89,130,633	702,999,961	31,430,451,718
第108計算期間	79,508,370	675,940,516	30,834,019,572
第109計算期間	76,169,313	950,191,081	29,959,997,804
第110計算期間	133,597,295	1,306,523,055	28,787,072,044
第111計算期間	86,744,167	732,469,305	28,141,346,906
第112計算期間	124,712,393	676,044,128	27,590,015,171
第113計算期間	101,843,120	594,787,451	27,097,070,840
第114計算期間	59,497,058	683,122,668	26,473,445,230
第115計算期間	56,449,096	398,693,217	26,131,201,109
第116計算期間	68,690,531	564,222,680	25,635,668,960
第117計算期間	59,388,170	468,511,846	25,226,545,284
第118計算期間	45,371,992	380,824,679	24,891,092,597
第119計算期間	50,076,900	377,083,458	24,564,086,039
第120計算期間	30,607,538	191,003,750	24,403,689,827
第121計算期間	45,708,788	339,973,591	24,109,425,024
第122計算期間	34,920,995	335,653,055	23,808,692,964
第123計算期間	36,908,356	308,393,896	23,537,207,424
第124計算期間	47,008,740	165,954,942	23,418,261,222
第125計算期間	36,569,413	168,649,520	23,286,181,115
第126計算期間	30,580,779	176,101,625	23,140,660,269
第127計算期間	30,103,224	167,590,458	23,003,173,035
第128計算期間	31,437,530	211,898,296	22,822,712,269
第129計算期間	30,100,096	150,905,490	22,701,906,875
第130計算期間	29,225,697	178,320,957	22,552,811,615
第131計算期間	27,902,768	106,286,717	22,474,427,666
第132計算期間	30,019,249	117,066,650	22,387,380,265
第133計算期間	49,342,988	160,742,446	22,275,980,807
第134計算期間	30,305,695	261,703,786	22,044,582,716
第135計算期間	32,668,337	632,850,960	21,444,400,093
第136計算期間	27,331,826	318,998,971	21,152,732,948
第137計算期間	25,259,907	305,989,907	20,872,002,948
第138計算期間	35,691,346	179,733,485	20,727,960,809
第139計算期間	24,029,834	181,233,042	20,570,757,601
第140計算期間	24,664,608	264,583,405	20,330,838,804
第141計算期間	24,312,536	221,254,388	20,133,896,952

第142計算期間	28,193,817	214,263,668	19,947,827,101
第143計算期間	24,123,374	339,940,692	19,632,009,783
第144計算期間	33,259,991	271,368,640	19,393,901,134
第145計算期間	34,939,392	388,961,896	19,039,878,630
第146計算期間	24,496,928	220,429,432	18,843,946,126
第147計算期間	34,264,286	163,344,017	18,714,866,395
第148計算期間	37,850,954	191,668,124	18,561,049,225
第149計算期間	26,768,736	65,169,419	18,522,648,542
第150計算期間	21,821,671	93,670,041	18,450,800,172
第151計算期間	22,189,416	79,492,937	18,393,496,651
第152計算期間	20,079,155	121,803,535	18,291,772,271
第153計算期間	22,098,912	210,408,370	18,103,462,813
第154計算期間	24,089,406	131,894,777	17,995,657,442
第155計算期間	53,682,796	134,429,144	17,914,911,094
第156計算期間	47,307,561	166,567,557	17,795,651,098
第157計算期間	20,848,280	102,994,322	17,713,505,056
第158計算期間	32,494,342	159,295,717	17,586,703,681
第159計算期間	23,561,916	115,067,601	17,495,197,996
第160計算期間	28,144,700	97,987,735	17,425,354,961
第161計算期間	20,383,685	147,668,030	17,298,070,616
第162計算期間	33,998,320	213,410,092	17,118,658,844
第163計算期間	29,492,861	105,238,613	17,042,913,092
第164計算期間	32,122,970	63,782,590	17,011,253,472
第165計算期間	23,120,261	90,596,478	16,943,777,255
第166計算期間	19,934,513	93,390,455	16,870,321,313
第167計算期間	29,172,143	102,653,447	16,796,840,009
第168計算期間	28,603,436	129,267,211	16,696,176,234
第169計算期間	21,212,847	226,403,663	16,490,985,418
第170計算期間	22,419,698	161,454,735	16,351,950,381
第171計算期間	26,430,009	258,672,759	16,119,707,631
第172計算期間	27,145,354	257,262,121	15,889,590,864
第173計算期間	36,478,237	174,817,145	15,751,251,956
第174計算期間	39,013,281	132,731,054	15,657,534,183
第175計算期間	27,139,232	76,351,301	15,608,322,114
第176計算期間	35,219,845	69,184,542	15,574,357,417
第177計算期間	33,350,043	74,996,179	15,532,711,281
第178計算期間	25,123,940	84,793,636	15,473,041,585
第179計算期間	27,115,912	120,908,524	15,379,248,973
第180計算期間	26,761,918	25,837,084	15,380,173,807
第181計算期間	26,970,380	89,375,565	15,317,768,622
第182計算期間	20,693,689	216,750,848	15,121,711,463
第183計算期間	23,296,485	127,861,549	15,017,146,399
第184計算期間	26,019,004	254,387,791	14,788,777,612

第185計算期間	39,370,396	159,774,921	14,668,373,087
第186計算期間	18,294,958	165,161,616	14,521,506,429
第187計算期間	21,667,866	130,301,956	14,412,872,339
第188計算期間	28,560,438	91,577,943	14,349,854,834
第189計算期間	19,454,521	68,923,531	14,300,385,824
第190計算期間	17,505,320	110,033,559	14,207,857,585
第191計算期間	19,557,307	116,859,776	14,110,555,116
第192計算期間	17,825,599	82,906,300	14,045,474,415
第193計算期間	18,204,564	147,304,720	13,916,374,259
第194計算期間	21,168,635	93,919,215	13,843,623,679
第195計算期間	21,555,351	141,975,609	13,723,203,421
第196計算期間	25,391,128	81,089,679	13,667,504,870
第197計算期間	20,184,134	93,342,840	13,594,346,164
第198計算期間	17,872,039	101,943,181	13,510,275,022
第199計算期間	18,823,300	81,199,013	13,447,899,309
第200計算期間	24,514,830	60,943,801	13,411,470,338
第201計算期間	21,049,445	49,910,041	13,382,609,742
第202計算期間	22,000,341	32,921,998	13,371,688,085
第203計算期間	16,893,663	70,177,566	13,318,404,182
第204計算期間	16,990,993	67,327,652	13,268,067,523
第205計算期間	21,184,531	57,854,804	13,231,397,250
第206計算期間	16,512,456	47,135,371	13,200,774,335

（参考）

グローバル株式インカム マザーファンド

投資状況

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
株式	アメリカ	17,947,366,023	65.03
	イギリス	3,520,482,073	12.76
	日本	1,758,560,950	6.37
	フランス	1,645,012,009	5.96
	カナダ	829,363,040	3.01
	スイス	625,447,145	2.27
	ノルウェー	361,394,455	1.31
	フィンランド	295,562,919	1.07
	小計	26,983,188,614	97.77
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	615,401,151	2.23

純資産総額	27,598,589,765	100.00
-------	----------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	44,493	32,523.46	1,447,066,349	31,982.02	1,422,976,327	5.16
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	12,453	69,874.84	870,151,413	74,021.38	921,788,332	3.34
アメリカ	株式	SEMPRA ENERGY	公益事業	42,484	21,924.34	931,433,895	20,685.27	878,793,266	3.18
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	38,735	21,725.09	841,521,442	21,571.71	835,580,264	3.03
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	16,825	48,889.88	822,572,393	48,703.55	819,437,296	2.97
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	32,037	23,372.04	748,770,249	23,562.21	754,862,586	2.74
アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	各種金融	18,167	42,683.67	775,434,279	41,443.53	752,904,737	2.73
フランス	株式	AXA SA	保険	188,965	3,884.76	734,084,845	3,734.80	705,747,994	2.56
アメリカ	株式	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	保険	20,804	36,856.31	766,758,713	33,157.74	689,813,810	2.50
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲料・タバコ	51,298	13,490.45	692,033,563	13,427.91	688,825,081	2.50
アメリカ	株式	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	食品・飲料・タバコ	76,897	8,930.70	686,744,249	8,886.91	683,377,410	2.48
アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP	資本財	20,126	32,947.88	663,109,088	33,072.82	665,623,595	2.41
アメリカ	株式	BUNGE LTD	食品・飲料・タバコ	47,933	12,678.33	607,710,608	13,242.13	634,735,161	2.30
スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	51,336	12,257.59	629,255,909	12,183.40	625,447,145	2.27
アメリカ	株式	LAS VEGAS SANDS CORP	消費者サービス	96,351	6,212.69	598,599,730	6,247.51	601,954,414	2.18
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギー	130,069	4,439.46	577,436,327	4,375.11	569,067,353	2.06
イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	733,493	759.33	556,968,392	769.19	564,202,814	2.04
アメリカ	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	80,259	6,745.64	541,398,660	7,021.15	563,511,040	2.04
アメリカ	株式	STARBUCKS CORP	消費者サービス	42,239	13,539.71	571,903,944	13,239.47	559,222,353	2.03
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	97,216	5,753.32	559,315,213	5,484.49	533,180,277	1.93

イギリス	株式	SPECTRIS PLC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	103,545	5,058.91	523,825,298	4,896.00	506,956,320	1.84
アメリカ	株式	NVENT ELECTRIC PLC	資本財	97,829	5,172.22	505,994,047	5,067.81	495,779,078	1.80
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	111,500	4,200.79	468,388,419	4,146.00	462,279,000	1.68
カナダ	株式	CANADIAN NATURAL RESOURCES	エネルギー	61,500	7,398.88	455,031,400	7,382.86	454,046,124	1.65
アメリカ	株式	AUTOMATIC DATA PROCESSING	ソフトウェア・サービス	14,197	34,292.44	486,849,857	31,930.27	453,314,100	1.64
アメリカ	株式	LAZARD LTD-CL A	各種金融	96,814	4,525.41	438,123,051	4,675.02	452,607,483	1.64
アメリカ	株式	DOW INC	素材	66,922	6,772.69	453,242,583	6,721.25	449,799,827	1.63
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	25,310	17,465.12	442,042,230	17,678.29	447,437,621	1.62
アメリカ	株式	NXP SEMICONDUCTORS NV	半導体・半導体製造装置	21,316	21,651.90	461,531,983	20,982.52	447,263,482	1.62
イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	74,847	6,118.61	457,960,224	5,868.80	439,262,074	1.59

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	輸送用機器	1.13
		その他製品	0.93
		情報・通信業	1.36
		卸売業	1.68
		その他金融業	1.28
	外国	エネルギー	7.79
		素材	5.01
		資本財	6.52
		商業・専門サービス	1.47
		運輸	1.46
		自動車・自動車部品	1.02
		消費者サービス	4.21
		メディア・娯楽	1.40
		食品・飲料・タバコ	10.00
		家庭用品・パーソナル用品	1.43
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.15
		銀行	4.91
		各種金融	5.86
		保険	6.54
		ソフトウェア・サービス	7.95
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.99
		公益事業	4.62
		半導体・半導体製造装置	6.06
		小計	97.77

合計	97.77
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資証券	アメリカ	79,942,498,067	70.12
	日本	10,561,189,600	9.26
	オーストラリア	6,900,411,833	6.05
	イギリス	4,831,692,302	4.24
	シンガポール	2,905,125,740	2.55
	香港	2,299,488,883	2.02
	カナダ	2,197,950,485	1.93
	スペイン	994,512,569	0.87
	フランス	678,609,716	0.60
	ベルギー	646,258,602	0.57
	オランダ	570,449,764	0.50
	小計	112,528,187,561	98.71
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,472,843,573	1.29
純資産総額		114,001,031,134	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	670,297	15,435.66	10,346,479,272	15,123.81	10,137,450,504	8.89
アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	163,578	39,473.04	6,456,922,561	37,498.36	6,133,907,714	5.38
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	60,466	89,852.11	5,432,998,064	88,294.59	5,338,821,223	4.68
アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	1,085,685	4,502.51	4,888,308,655	4,300.80	4,669,321,648	4.10
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	524,058	8,847.20	4,636,450,519	8,735.64	4,577,982,551	4.02
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	192,600	21,449.62	4,131,198,353	20,932.09	4,031,522,075	3.54
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	241,439	15,492.72	3,740,548,031	15,568.36	3,758,810,236	3.30
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	452,463	8,324.27	3,766,424,630	7,940.76	3,592,903,712	3.15
アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	240,597	14,193.59	3,414,935,654	13,442.50	3,234,227,578	2.84
アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	153,422	18,884.53	2,897,303,436	19,218.94	2,948,608,366	2.59
アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	408,637	7,220.20	2,950,443,728	6,652.25	2,718,355,892	2.38
アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	305,991	8,552.51	2,616,992,617	8,496.78	2,599,938,515	2.28
アメリカ	投資証券	AGREE REALTY CORP	263,531	9,511.93	2,506,690,005	9,473.45	2,496,548,542	2.19
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	1,579,194	1,628.38	2,571,532,031	1,555.83	2,456,958,822	2.16
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	782,995	2,991.05	2,341,983,459	2,995.03	2,345,100,562	2.06
香港	投資証券	LINK REIT	2,378,611	944.60	2,246,859,736	966.73	2,299,488,883	2.02
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	352,297	6,028.56	2,123,843,954	6,045.81	2,129,921,430	1.87
アメリカ	投資証券	UDR INC	399,856	5,351.76	2,139,935,130	5,163.35	2,064,599,277	1.81
アメリカ	投資証券	LIFE STORAGE INC	153,999	14,212.89	2,188,771,092	13,262.03	2,042,340,590	1.79
アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	456,574	4,191.99	1,913,955,012	3,984.98	1,819,438,715	1.60
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	842,233	2,347.46	1,977,110,805	2,097.98	1,766,993,885	1.55
アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	433,208	4,360.52	1,889,013,015	4,043.36	1,751,619,798	1.54
アメリカ	投資証券	KITE REALTY GROUP TRUST	605,914	2,898.16	1,756,040,566	2,789.35	1,690,108,640	1.48
アメリカ	投資証券	AMERICOLD REALTY TRUST INC	438,688	3,868.20	1,696,935,115	3,787.25	1,661,424,637	1.46
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	2,679	615,000	1,647,585,000	588,000	1,575,252,000	1.38
アメリカ	投資証券	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	465,719	3,363.94	1,566,653,102	3,344.04	1,557,382,965	1.37
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	741,817	2,045.90	1,517,684,142	2,059.60	1,527,850,447	1.34
イギリス	投資証券	SEGRO PLC	1,229,664	1,284.48	1,579,478,815	1,238.40	1,522,815,898	1.34
シンガポール	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	5,961,800	199.49	1,189,350,483	200.48	1,195,238,357	1.05
アメリカ	投資証券	RPT REALTY	885,602	1,442.44	1,277,435,719	1,323.01	1,171,668,272	1.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資証券	98.71
合計	98.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

投資状況

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
国債証券	アラブ首長国連邦	2,427,710,226	5.46
	オマーン	1,980,042,808	4.45
	コロンビア	1,789,771,018	4.02
	ドミニカ共和国	1,625,702,766	3.65
	ペルー	1,554,075,212	3.49
	ハンガリー	1,531,923,114	3.44
	チリ	1,479,305,817	3.33
	サウジアラビア	1,397,047,254	3.14
	カタール	1,359,568,203	3.06
	ルーマニア	1,237,177,513	2.78
	エジプト	1,176,502,371	2.64
	インドネシア	1,176,191,845	2.64
	クロアチア	1,072,178,332	2.41
	アンゴラ共和国	1,021,038,134	2.29
	トルコ	1,015,580,413	2.28
	ガボン共和国	776,538,505	1.75
	パナマ	728,183,313	1.64
	ブラジル	527,004,842	1.18
	南アフリカ	492,539,879	1.11
	北マケドニア共和国	468,352,526	1.05
	ウクライナ	446,346,429	1.00
	メキシコ	437,713,968	0.98
	バミューダ	418,399,934	0.94
	アルゼンチン	417,448,955	0.94
	モンゴル国	413,983,138	0.93
	ブルガリア	399,895,419	0.90
	スリランカ	392,920,384	0.88
	エクアドル	319,573,269	0.72
	コートジボワール	316,540,033	0.71
	ガーナ	268,779,646	0.60
	ヨルダン	264,202,250	0.59
	コスタリカ	240,260,609	0.54
	フィリピン	233,074,227	0.52
	パキスタン	217,528,475	0.49

	ベナン共和国	205,241,147	0.46
	セネガル共和国	190,885,353	0.43
	ポーランド	157,235,570	0.35
	アゼルバイジャン	148,163,520	0.33
	エチオピア連邦	135,314,554	0.30
	イスラエル	85,469,044	0.19
	ベネズエラ	73,850,868	0.17
	バーレーン	61,128,329	0.14
	セルビア	51,572,563	0.12
	ウルグアイ	25,587,941	0.06
	ロシア	—	—
	小計	30,757,549,716	69.13
特殊債券	サウジアラビア	2,036,284,936	4.58
	カタール	953,139,000	2.14
	ブルガリア	232,042,919	0.52
	南アフリカ	214,051,931	0.48
	パナマ	183,087,135	0.41
	イギリス	4,919,852	0.01
	小計	3,623,525,773	8.14
社債券	イスラエル	1,559,275,585	3.50
	メキシコ	802,287,257	1.80
	アゼルバイジャン	794,984,278	1.79
	シンガポール	434,771,029	0.98
	ケイマン諸島	357,267,534	0.80
	モロッコ	347,535,319	0.78
	インドネシア	346,818,403	0.78
	チリ	341,343,838	0.77
	カザフスタン	286,474,539	0.64
	アラブ首長国連邦	238,584,377	0.54
	コロンビア	172,292,523	0.39
	ベネズエラ	96,778,110	0.22
	バミューダ	22,962,275	0.05
	小計	5,801,375,067	13.04
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	4,307,300,425	9.69
純資産総額		44,489,750,981	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

令和 4年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	建別	国／地域	時価合計	投資比率（％）
-------	----	------	------	---------

債券先物取引	売建	ドイツ	2,876,626,930	△6.47
--------	----	-----	---------------	-------

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 4年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
アラブ首 長国連邦	国債証券	3.125 ABU DHABI G 490930	12,372,000	11,053.84	1,367,581,536	9,863.53	1,220,316,911	3.125000	2049/9/30	2.74
サウジア ラビア	特殊債券	2.875 SAUDI ARABI 240416	6,570,000	13,072.11	858,838,137	12,879.99	846,215,652	2.875000	2024/4/16	1.90
ペルー	国債証券	2.783 PERU 310123	7,410,000	11,728.00	869,045,113	11,042.45	818,245,694	2.783000	2031/1/23	1.84
クロアチ ア	国債証券	1.5 CROATIA 310617	6,920,000	12,938.84	895,368,157	11,788.31	815,751,269	1.500000	2031/6/17	1.83
イスラエ ル	社債券	5 ISRAEL ELEC 241112	6,130,000	13,405.75	821,772,603	13,158.73	806,630,213	5.000000	2024/11/12	1.81
インドネ シア	国債証券	4.75 INDONESIA 290211	5,760,000	13,900.01	800,641,102	13,387.10	771,097,100	4.750000	2029/2/11	1.73
イスラエ ル	社債券	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000	13,248.74	793,599,614	12,565.03	752,645,372	4.250000	2028/8/14	1.69
カタール	特殊債券	3.3 QATAR PETROLE 510712	6,770,000	10,961.15	742,070,144	9,871.55	668,304,138	3.300000	2051/7/12	1.50
オマーン	国債証券	6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000	12,358.72	635,238,340	12,474.07	641,167,644	6.750000	2048/1/17	1.44
サウジア ラビア	特殊債券	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	5,200,000	12,943.36	673,054,826	12,222.69	635,579,973	3.500000	2029/4/16	1.43
ルーマニ ア	国債証券	6 ROMANIA 340525	5,078,000	13,127.34	666,606,762	12,460.75	632,757,168	6.000000	2034/5/25	1.42
コロンビ ア	国債証券	3.25 COLOMBIA 320422	6,260,000	9,816.99	614,543,639	9,724.19	608,734,626	3.250000	2032/4/22	1.37
アラブ首 長国連邦	国債証券	1.7 ABU DHABI GOV 310302	5,530,000	11,686.49	646,262,947	10,979.42	607,162,230	1.700000	2031/3/2	1.36
オマーン	国債証券	4.75 OMAN 260615	4,537,000	13,099.74	594,335,471	12,873.93	584,090,218	4.750000	2026/6/15	1.31
カタール	国債証券	4.4 QATAR 500416	4,655,000	13,602.70	633,205,938	12,190.41	567,464,011	4.400000	2050/4/16	1.28
ブラジル	国債証券	4.75 BRAZIL 500114	5,635,000	10,095.42	568,877,157	9,352.34	527,004,842	4.750000	2050/1/14	1.18
チリ	国債証券	3.1 CHILE 410507	5,463,000	10,556.57	576,705,609	9,631.92	526,191,812	3.100000	2041/5/7	1.18
ドミニカ 共和国	国債証券	4.875 DOMINICAN 320923	4,570,000	11,229.34	513,181,106	11,084.93	506,581,480	4.875000	2032/9/23	1.14
シンガ ポール	社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000	9,398.25	510,325,445	8,006.83	434,771,029	2.500000	2070/10/6	0.98
コロンビ ア	国債証券	3 COLOMBIA 300130	4,120,000	10,729.15	442,041,279	10,220.78	421,096,244	3.000000	2030/1/30	0.95
サウジア ラビア	国債証券	4.5 SAUDI INTERNA 461026	3,500,000	12,927.63	452,467,190	11,807.76	413,271,790	4.500000	2046/10/26	0.93
パナマ	国債証券	2.252 PANAMA 320929	4,165,000	9,882.98	411,626,443	9,880.76	411,534,016	2.252000	2032/9/29	0.93
アゼルバ イジャン	社債券	6.875 SOUTHERN GA 260324	2,978,000	14,099.37	419,879,388	13,689.22	407,665,145	6.875000	2026/3/24	0.92
カタール	国債証券	4.625 QATAR 460602	3,195,000	14,059.06	449,186,991	12,588.05	402,188,348	4.625000	2046/6/2	0.90
カタール	国債証券	4.817 QATAR 490314	3,010,000	14,081.82	423,862,926	12,954.01	389,915,844	4.817000	2049/3/14	0.88

ガボン共和国	国債証券	6.95 GABONESE REP 250616	2,920,000	11,521.72	336,434,310	12,610.61	368,229,920	6.950000	2025/6/16	0.83
エジプト	国債証券	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,131,000	7,752.66	320,262,622	8,884.53	367,019,951	8.500000	2047/1/31	0.82
ハンガリー	国債証券	5.5 HUNGARY 340616	2,905,000	13,347.80	387,753,648	12,498.08	363,069,343	5.500000	2034/6/16	0.82
ハンガリー	国債証券	5.25 HUNGARY 290616	2,745,000	13,497.24	370,499,477	12,744.17	349,827,637	5.250000	2029/6/16	0.79
ハンガリー	国債証券	7.625 HUNGARY 410329	2,374,000	14,132.55	335,506,737	14,534.02	345,037,648	7.625000	2041/3/29	0.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 4年12月30日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	69.13
特殊債券	8.14
社債券	13.04
合計	90.32

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

令和 4年12月30日現在

資産の種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額（円）	評価金額	評価金額（円）	投資比率（％）
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BOBL 2303	売建	80	ユーロ	9,486,438.8	1,342,046,497	9,294,400	1,314,878,768	△2.96
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-B 2303	売建	71	ユーロ	10,020,876.81	1,417,653,442	9,513,290	1,345,845,136	△3.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EU BUXL 2303	売建	11	ユーロ	1,774,290.21	251,008,836	1,526,140	215,903,026	△0.49

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

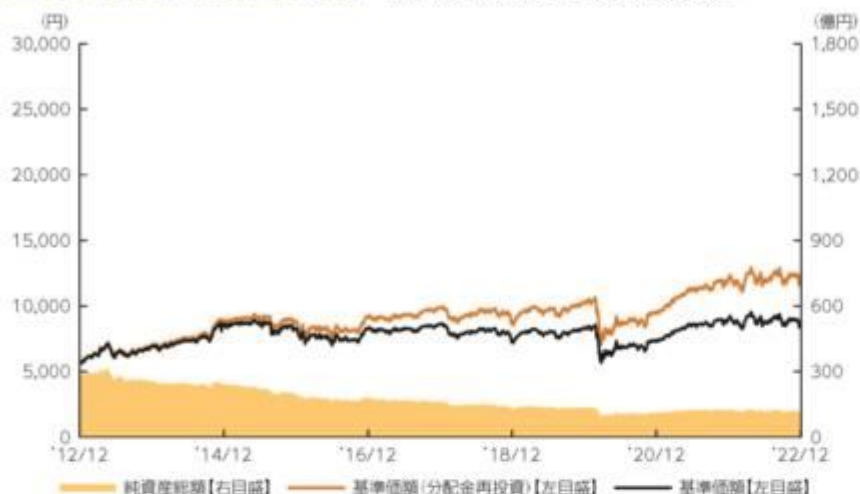
《参考情報》



運用実績

2022年12月30日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2012年12月28日～2022年12月30日



- 基準価額（分配金再投資）はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額（分配金再投資）は運用報酬（信託報酬）控除後です。

■ 基準価額・純資産

基準価額	8,502円
純資産総額	112.1億円

● 純資産総額は表示桁未満切捨て

■ 分配の推移

2022年12月	25円
2022年11月	25円
2022年10月	25円
2022年9月	25円
2022年8月	25円
2022年7月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	7,960円

● 分配金は1万口当たり、税引前

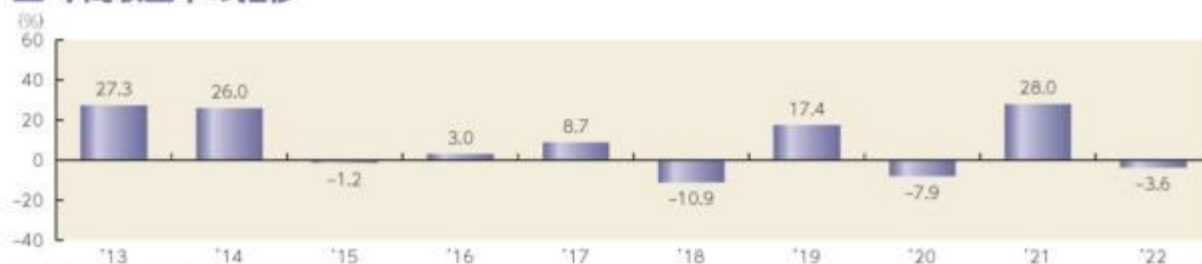
■ 主要な資産の状況

資産別構成	比率	組入上位通貨	比率	組入上位銘柄	種類	業種／種別	比率
国内株式	2.1%	1 アメリカドル	76.5%	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	1.7%
国内リート	3.0%	2 円	8.4%	BROADCOM INC	株式	半導体・半導体製造装置	1.1%
外国株式	30.0%	3 イギリスポンド	5.1%	SEMPRA ENERGY	株式	公益事業	1.0%
外国債券	29.0%	4 ユーロ	3.7%	ABBVIE INC	株式	医薬品/バイオテクノロジー/ライフサイエンス	1.0%
外国リート	29.1%	5 オーストラリアドル	2.0%	3.125 ABU DHABI G 490930	債券	国債	0.9%
		6 カナダドル	1.6%	2.875 SAUDI ARABI 240416	債券	特殊債	0.6%
		7 シンガポールドル	0.8%	2.783 PERU 310123	債券	国債	0.6%
		8 スイスフラン	0.7%	PROLOGIS INC	リート	—	2.9%
コールローン他 (負債控除後)	6.8%	9 香港ドル	0.7%	PUBLIC STORAGE	リート	—	1.8%
合計	100.0%	10 ノルウェークローネ	0.4%	EQUINIX INC	リート	—	1.5%

その他資産の状況	比率
債券先物取引（売建）	-2.1%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- 外国株式の業種は、GICS（世界産業分類基準）によるもの。Global Industry Classification Standard（“GICS”）は、MSCI Inc.とS&Pが開発した業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和4年6月14日から令和4年12月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）】

（1）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 4年 6月13日現在]	当期 [令和 4年12月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	259,467,334	239,593,447
親投資信託受益証券	11,678,113,321	11,428,573,245
未収入金	102,450,000	66,770,000
流動資産合計	12,040,030,655	11,734,936,692
資産合計	12,040,030,655	11,734,936,692
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,528,675	33,001,935
未払解約金	7,540,301	813,858
未払受託者報酬	919,972	796,701
未払委託者報酬	15,524,538	13,444,293
未払利息	267	579
その他未払費用	91,988	79,660
流動負債合計	57,605,741	48,137,026
負債合計	57,605,741	48,137,026
純資産の部		
元本等		
元本	13,411,470,338	13,200,774,335
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,429,045,424	△1,513,974,669
（分配準備積立金）	2,645,662,860	2,688,303,759
元本等合計	11,982,424,914	11,686,799,666
純資産合計	11,982,424,914	11,686,799,666
負債純資産合計	12,040,030,655	11,734,936,692

（2）【損益及び剰余金計算書】

	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
営業収益		
受取利息	255	194
有価証券売買等損益	453,467,779	184,869,924
営業収益合計	453,468,034	184,870,118
営業費用		
支払利息	19,077	58,598
受託者報酬	5,317,620	5,190,469
委託者報酬	89,734,839	87,589,050
その他費用	531,704	518,983
営業費用合計	95,603,240	93,357,100
営業利益又は営業損失（△）	357,864,794	91,513,018
経常利益又は経常損失（△）	357,864,794	91,513,018
当期純利益又は当期純損失（△）	357,864,794	91,513,018
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,855,516	△796,958
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,629,348,155	△1,429,045,424
剰余金増加額又は欠損金減少額	67,619,380	35,007,527
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	67,619,380	35,007,527
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,939,182	12,814,398
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,939,182	12,814,398
分配金	203,386,745	199,432,350
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,429,045,424	△1,513,974,669

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月12日および12月12日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 4年6月14日から令和 4年12月12日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [令和 4年 6月13日現在]	当期 [令和 4年12月12日現在]
1. 期首元本額	13,843,623,679円	13,411,470,338円
期中追加設定元本額	128,340,782円	114,631,429円
期中一部解約元本額	560,494,123円	325,327,432円

	前期 [令和 4年 6月13日現在]	当期 [令和 4年12月12日現在]
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,429,045,424円	1,513,974,669円
3. 受益権の総数	13,411,470,338口	13,200,774,335口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日																																																												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 「エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の55以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																												
2.分配金の計算過程 第195期 令和 3年12月14日 令和 4年 1月12日	2.分配金の計算過程 第201期 令和 4年 6月14日 令和 4年 7月12日																																																												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>31,889,980円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>106,070,292円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>318,004,252円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>2,333,352,472円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,789,316,996円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>13,723,203,421口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,032円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>34,308,008円</td></tr></table> 第196期 令和 4年 1月13日 令和 4年 2月14日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	31,889,980円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	106,070,292円	収益調整金額	C	318,004,252円	分配準備積立金額	D	2,333,352,472円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,789,316,996円	当ファンドの期末残存口数	F	13,723,203,421口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,032円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,308,008円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>26,464,705円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>－円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>333,880,306円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>2,635,935,866円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>2,996,280,877円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>13,382,609,742口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>2,238円</td></tr><tr><td>1万口当たり分配金額</td><td>H</td><td>25円</td></tr><tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F*H/10,000</td><td>33,456,524円</td></tr></table> 第202期 令和 4年 7月13日 令和 4年 8月12日	項目			費用控除後の配当等収益額	A	26,464,705円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	収益調整金額	C	333,880,306円	分配準備積立金額	D	2,635,935,866円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,996,280,877円	当ファンドの期末残存口数	F	13,382,609,742口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,238円	1万口当たり分配金額	H	25円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,456,524円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	31,889,980円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	106,070,292円																																																											
収益調整金額	C	318,004,252円																																																											
分配準備積立金額	D	2,333,352,472円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,789,316,996円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,723,203,421口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,032円																																																											
1万口当たり分配金額	H	25円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,308,008円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	26,464,705円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円																																																											
収益調整金額	C	333,880,306円																																																											
分配準備積立金額	D	2,635,935,866円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,996,280,877円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	13,382,609,742口																																																											
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,238円																																																											
1万口当たり分配金額	H	25円																																																											
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,456,524円																																																											
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,351,391円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,351,391円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>35,873,296円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	35,873,296円																																																
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	6,351,391円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	35,873,296円																																																											

前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日			当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日		
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円
	収益調整金額	C 321,226,199円		収益調整金額	C 337,948,213円
	分配準備積立金額	D 2,422,793,778円		分配準備積立金額	D 2,622,549,422円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,750,371,368円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,996,370,931円
	当ファンドの期末残存口数	F 13,667,504,870口		当ファンドの期末残存口数	F 13,371,688,085口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 2,012円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 2,240円
	1万口当たり分配金額	H 25円		1万口当たり分配金額	H 25円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000 34,168,762円		収益分配金金額	I=F*H/10,000 33,429,220円
第197期 令和 4年 2月15日 令和 4年 3月14日			第203期 令和 4年 8月13日 令和 4年 9月12日		
	項目			項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 15,611,244円		費用控除後の配当等収益額	A 27,956,774円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 140,812,417円
	収益調整金額	C 323,042,640円		収益調整金額	C 339,925,064円
	分配準備積立金額	D 2,378,830,187円		分配準備積立金額	D 2,611,380,187円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 2,717,484,071円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,120,074,442円
	当ファンドの期末残存口数	F 13,594,346,164口		当ファンドの期末残存口数	F 13,318,404,182口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 1,998円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 2,342円
	1万口当たり分配金額	H 25円		1万口当たり分配金額	H 25円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000 33,985,865円		収益分配金金額	I=F*H/10,000 33,296,010円
第198期 令和 4年 3月15日 令和 4年 4月12日			第204期 令和 4年 9月13日 令和 4年10月12日		
	項目			項目	
	費用控除後の配当等収益額	A 46,575,070円		費用控除後の配当等収益額	A 31,227,384円
	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B 336,915,024円		費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B —円
	収益調整金額	C 324,169,660円		収益調整金額	C 342,171,682円
	分配準備積立金額	D 2,342,941,190円		分配準備積立金額	D 2,733,126,924円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,050,600,944円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D 3,106,525,990円
	当ファンドの期末残存口数	F 13,510,275,022口		当ファンドの期末残存口数	F 13,268,067,523口
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 2,257円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000 2,341円
	1万口当たり分配金額	H 25円		1万口当たり分配金額	H 25円
	収益分配金金額	I=F*H/10,000 33,775,687円		収益分配金金額	I=F*H/10,000 33,170,168円
第199期 令和 4年 4月13日 令和 4年 5月12日			第205期 令和 4年10月13日 令和 4年11月14日		
	項目			項目	

前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日			当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日		
費用控除後の配当等収益額	A	17,376,501円	費用控除後の配当等収益額	A	28,640,178円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	326,425,591円	収益調整金額	C	345,596,529円
分配準備積立金額	D	2,676,658,764円	分配準備積立金額	D	2,719,398,191円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,020,460,856円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,093,634,898円
当ファンドの期末残存口数	F	13,447,899,309口	当ファンドの期末残存口数	F	13,231,397,250口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,246円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,338円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,619,748円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,078,493円
第200期 令和 4年 5月13日 令和 4年 6月13日			第206期 令和 4年11月15日 令和 4年12月12日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,692,026円	費用控除後の配当等収益額	A	15,906,817円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	330,409,681円	収益調整金額	C	348,197,595円
分配準備積立金額	D	2,648,499,509円	分配準備積立金額	D	2,705,398,877円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,009,601,216円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,069,503,289円
当ファンドの期末残存口数	F	13,411,470,338口	当ファンドの期末残存口数	F	13,200,774,335口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,244円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,325円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,528,675円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,001,935円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

区分	前期 自 令和 3年12月14日 至 令和 4年 6月13日	当期 自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 4年 6月13日現在]	当期 [令和 4年12月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 4年 6月13日現在]	当期 [令和 4年12月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	338,787,263	△20,015,345
合計	338,787,263	△20,015,345

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 4年 6月13日現在]	当期 [令和 4年12月12日現在]
1口当たり純資産額	0.8934円	0.8853円
(1万口当たり純資産額)	(8,934円)	(8,853円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド	919,461,824	3,822,938,371	
	ワールド・リート・オープン マザーファンド	1,317,984,063	3,823,339,968	
	グローバル株式インカム マザーファンド	987,209,278	3,782,294,906	
合計		3,224,655,165	11,428,573,245	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

グローバル株式インカム マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 4年12月12日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	140,996,477
コール・ローン	726,148,559
株式	27,140,602,359
未収配当金	28,682,690
流動資産合計	28,036,430,085
資産合計	28,036,430,085
負債の部	
流動負債	
未払解約金	450,000
未払利息	1,756
流動負債合計	451,756
負債合計	451,756
純資産の部	
元本等	
元本	7,317,588,426
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	20,718,389,903
元本等合計	28,035,978,329
純資産合計	28,035,978,329
負債純資産合計	28,036,430,085

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
-------------------	---

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年12月12日現在]
1. 期首	令和 4年 6月14日
期首元本額	5,923,541,528円
期中追加設定元本額	1,944,101,699円
期中一部解約元本額	550,054,801円
元本の内訳※	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	987,209,278円
グローバル株式インカム（毎月決算型）	757,149,750円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）	4,582,776,013円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）	914,261,306円
先進国好配当株式ファンド（3ヵ月決算型）為替ヘッジあり	38,679,813円
先進国好配当株式ファンド（年2回決算型）為替ヘッジあり	37,512,266円
合計	7,317,588,426円
2. 受益権の総数	7,317,588,426口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。

区分	自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年12月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年12月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	△122,833,648
合計	△122,833,648

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年12月12日現在]
1口当たり純資産額	3.8313円
(1万口当たり純資産額)	(38,313円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
円	トヨタ自動車	167,200	1,963.00	328,213,600	
	任天堂	44,800	5,684.00	254,643,200	
	日本電信電話	96,400	3,730.00	359,572,000	
	伊藤忠商事	107,900	4,266.00	460,301,400	
	オリックス	161,500	2,202.50	355,703,750	
円 小計		577,800		1,758,433,950	
アメリカドル	SCHLUMBERGER LTD	77,759	46.97	3,652,340.23	
	WILLIAMS COS INC	125,969	32.59	4,105,329.71	
	DOW INC	64,822	50.20	3,254,064.40	
	GENERAL DYNAMICS CORP	19,526	247.04	4,823,703.04	
	NVENT ELECTRIC PLC	94,729	39.00	3,694,431.00	
	UNION PACIFIC CORP	14,000	211.35	2,958,900.00	
	LAS VEGAS SANDS CORP	93,351	47.31	4,416,435.81	
	STARBUCKS CORP	40,839	101.79	4,157,001.81	
	COMCAST CORP-CLASS A	80,441	35.32	2,841,176.12	
	BUNGE LTD	46,333	95.51	4,425,264.83	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	74,497	67.06	4,995,768.82	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	49,698	102.09	5,073,668.82	
	ABBVIE INC	37,535	163.06	6,120,457.10	
	ELI LILLY & CO	16,325	360.99	5,893,161.75	
	JOHNSON & JOHNSON	31,037	175.74	5,454,442.38	
	JPMORGAN CHASE & CO	24,510	132.16	3,239,241.60	
	WELLS FARGO & CO	94,216	42.50	4,004,180.00	

	AMERIPRISE FINANCIAL INC	17,667	321.04	5,671,813.68	
	BLACKROCK INC	4,120	706.95	2,912,634.00	
	LAZARD LTD-CL A	93,814	35.88	3,366,046.32	
	ALLSTATE CORP	21,828	128.55	2,805,989.40	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	20,104	266.90	5,365,757.60	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	13,797	257.20	3,548,588.40	
	MICROSOFT CORP	43,093	245.42	10,575,884.06	
	NETAPP INC	38,494	64.29	2,474,779.26	
	NEXTERA ENERGY INC	34,398	84.51	2,906,974.98	
	SEMPRA ENERGY	41,084	161.15	6,620,686.60	
	BROADCOM INC	12,053	544.72	6,565,510.16	
	INTEL CORP	84,460	28.24	2,385,150.40	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	20,616	169.72	3,498,947.52	
	アメリカドル 小計	1,431,115		131,808,329.80 (18,026,107,183)	
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	59,500	74.65	4,441,675.00	
	ROYAL BANK OF CANADA	28,800	130.91	3,770,208.00	
	カナダドル 小計	88,300		8,211,883.00 (822,009,488)	
イギリスポンド	BP PLC	710,343	4.61	3,281,429.48	
	GLENCORE PLC	347,654	5.42	1,886,022.95	
	MONDI PLC	106,448	14.87	1,583,414.00	
	RELX PLC	106,090	23.29	2,470,836.10	
	DIAGEO PLC	72,437	37.43	2,711,316.91	
	ASTRAZENECA PLC	17,007	113.54	1,930,974.78	
	SAGE GROUP PLC/THE	256,090	7.78	1,994,428.92	
	SPECTRIS PLC	100,265	31.67	3,175,392.55	
	イギリスポンド 小計	1,716,334		19,033,815.69 (3,182,453,983)	
スイスフラン	NOVARTIS AG-REG	49,706	85.48	4,248,868.88	
	スイスフラン 小計	49,706		4,248,868.88 (620,547,299)	
ノルウェークローネ	NORSK HYDRO ASA	356,236	74.66	26,596,579.76	
	ノルウェークローネ 小計	356,236		26,596,579.76 (363,575,245)	
ユーロ	METSO OUTOTEC OYJ	207,866	9.01	1,873,704.12	
	VINCI SA	25,688	98.62	2,533,350.56	
	MICHELIN (CGDE)	72,190	26.65	1,923,863.50	
	DANONE	44,331	50.21	2,225,859.51	
	UNILEVER PLC	57,015	48.11	2,743,276.72	
	AXA SA	188,965	27.35	5,168,192.75	
		596,055		16,468,247.16	

ユーロ 小計			(2,367,475,211)	
合 計	4,815,546		27,140,602,359 (25,382,168,409)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 30銘柄	100.00%	66.42%
カナダドル	株式 2銘柄	100.00%	3.03%
イギリスポンド	株式 8銘柄	100.00%	11.73%
スイスフラン	株式 1銘柄	100.00%	2.29%
ノルウェークローネ	株式 1銘柄	100.00%	1.34%
ユーロ	株式 6銘柄	100.00%	8.72%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[令和 4年12月12日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	396,167,535
コール・ローン	175,992,896
投資証券	119,152,379,886
派生商品評価勘定	622,597
未収入金	445,023,223
未収配当金	238,567,307
流動資産合計	120,408,753,444
資産合計	120,408,753,444

[令和 4年12月12日現在]

負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,031,507
未払金	222,946,833
未払解約金	80,734,223
未払利息	425
流動負債合計	304,712,988
負債合計	304,712,988
純資産の部	
元本等	
元本	41,402,298,149
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	78,701,742,307
元本等合計	120,104,040,456
純資産合計	120,104,040,456
負債純資産合計	120,408,753,444

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年12月12日現在]
1. 期首	令和 4年 6月14日
期首元本額	44,280,794,115円
期中追加設定元本額	519,912,685円
期中一部解約元本額	3,398,408,651円
元本の内訳※	
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	1,317,984,063円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）	337,544,741円
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）	39,425,440,601円
ワールド・リート・オープン（1年決算型）	275,742,538円

	[令和 4年12月12日現在]
ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	27,459,647円
ワールド・リート・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	18,126,559円
合計	41,402,298,149円
2. 受益権の総数	41,402,298,149口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年12月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。

区分	[令和 4年12月12日現在]
	(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年12月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	5,080,452,174
合計	5,080,452,174

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和 4年12月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	35,890,010	—	36,046,532	156,522
	カナダドル	261,212,756	—	260,227,240	△985,516
	売建				
	アメリカドル	291,214,460	—	290,862,385	352,075
	イギリスポンド	35,890,010	—	35,822,001	68,009
合計		624,207,236	—	622,958,158	△408,910

（注）時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

２ 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	[令和 4年12月12日現在]
1口当たり純資産額	2.9009円
(1万口当たり純資産額)	(29,009円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	日本プロロジスリート投資法人	2,449	805,721,000	
		星野リゾート・リート投資法人	870	604,650,000	
		野村不動産マスターファンド投資法人	5,734	954,137,600	
		三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	946	471,581,000	
		三菱地所物流リート投資法人	1,141	498,617,000	
		日本ビルファンド投資法人	2,679	1,647,585,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	1,599	954,603,000	
		日本都市ファンド投資法人	7,859	819,693,700	
		オリックス不動産投資法人	4,414	830,273,400	
		日本プライムリアルティ投資法人	1,734	665,856,000	
		インヴィンシブル投資法人	13,310	669,493,000	
		フロンティア不動産投資法人	1,223	634,737,000	
		大和証券オフィス投資法人	452	294,704,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	8,369	653,618,900	
		大和証券リビング投資法人	4,132	489,642,000	
円合計			56,911	10,994,912,600	
	投資証券	AGREE REALTY CORP	263,531	18,889,902.08	

アメリカ ドル		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	433,208	14,235,214.88	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	438,688	12,787,755.20	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	114,345	19,390,625.10	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	782,995	17,648,707.30	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	240,597	25,734,255.12	
		EQUINIX INC	56,132	37,934,005.60	
		EQUITY RESIDENTIAL	452,463	28,383,003.99	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	79,672	12,475,041.76	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	465,719	11,805,976.65	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	1,009,954	17,866,086.26	
		INVITATION HOMES INC	456,574	14,423,172.66	
		IRON MOUNTAIN INC	408,637	22,233,939.17	
		KILROY REALTY CORP	103,051	4,136,467.14	
		KITE REALTY GROUP TRUST	605,914	13,233,161.76	
		LIFE STORAGE INC	146,469	15,708,800.25	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	192,600	31,131,864.00	
		NETSTREIT CORP	397,303	7,687,813.05	
		PROLOGIS INC	670,297	77,968,947.04	
		PUBLIC STORAGE	145,135	43,192,176.00	
		REALTY INCOME CORP	305,991	19,721,119.95	
		RPT REALTY	885,602	9,626,493.74	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	241,439	28,188,003.25	
		SITE CENTERS CORP	539,551	7,159,841.77	
		SUN COMMUNITIES INC	153,422	21,833,484.82	
		URBAN EDGE PROPERTIES	257,895	3,896,793.45	
		VENTAS INC	391,721	17,795,885.03	
		VICI PROPERTIES INC	1,085,685	36,837,292.05	
		WELLTOWER INC	497,443	33,164,524.81	
アメリカドル合計			11,822,033	625,090,353.88 (85,487,356,796)	
カナダド ル	投資証券	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	501,270	6,270,887.70	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	741,817	15,503,975.30	
カナダドル合計			1,243,087	21,774,863.00 (2,179,663,786)	
オースト ラリアド ル	投資証券	GOODMAN GROUP	1,579,194	28,709,746.92	
		GPT GROUP	1,542,248	6,693,356.32	
		NATIONAL STORAGE REIT	3,901,084	9,167,547.40	
		REGION RE LTD	4,640,700	12,483,483.00	
		SCENTRE GROUP	3,677,986	10,592,599.68	
		VICINITY CENTRES	5,166,919	10,204,665.02	
オーストラリアドル合計			20,508,131	77,851,398.34 (7,191,912,178)	
	投資証券	BIG YELLOW GROUP PLC	274,025	3,082,781.25	

イギリス ポンド		DERWENT LONDON PLC	128,630	3,025,377.60	
		EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	3,651,824	2,987,192.03	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	946,832	5,932,849.31	
		SEGRO PLC	1,229,664	9,871,742.59	
		UNITE GROUP PLC/THE	465,295	4,317,937.60	
		WORKSPACE GROUP PLC	255,596	1,062,768.16	
イギリスポンド合計			6,951,866	30,280,648.54 (5,062,924,435)	
香港ドル	投資証券	LINK REIT	2,378,611	132,012,910.50	
香港ドル合計			2,378,611	132,012,910.50 (2,318,146,708)	
シンガ ポールド ル	投資証券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	5,961,800	12,042,836.00	
		FRASERS CENTREPOINT TRUST	2,810,600	5,705,518.00	
		MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	4,670,900	7,893,821.00	
		PARKWAYLIFE REAL ESTATE	993,000	3,773,400.00	
シンガポールドル合計			14,436,300	29,415,575.00 (2,969,208,140)	
ユーロ	投資証券	AEDIFICA	42,428	3,296,655.60	
		EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	101,416	2,334,596.32	
		INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	383,240	2,297,523.80	
		MERCIALYS	483,066	4,649,510.25	
		MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	528,009	4,778,481.45	
		NSI NV	77,728	1,849,926.40	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	48,599	1,301,481.22	
ユーロ合計			1,664,486	20,508,175.04 (2,948,255,243)	
合計				119,152,379,886 (108,157,467,286)	

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資証券 29銘柄	100.00%	71.75%
カナダドル	投資証券 2銘柄	100.00%	1.83%
オーストラリアドル	投資証券 6銘柄	100.00%	6.04%
イギリスポンド	投資証券 7銘柄	100.00%	4.25%
香港ドル	投資証券 1銘柄	100.00%	1.95%
シンガポールドル	投資証券 4銘柄	100.00%	2.49%
ユーロ	投資証券 7銘柄	100.00%	2.47%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
[令和 4年12月12日現在]	
資産の部	
流動資産	
預金	1,624,023,728
コール・ローン	339,255,264
国債証券	32,627,977,221
特殊債券	3,774,608,815
社債券	6,157,825,660
派生商品評価勘定	135,955,169
未収入金	340,081,094
未収利息	603,137,561
前払費用	44,633,160
差入委託証拠金	1,071,487,006
流動資産合計	46,718,984,678
資産合計	46,718,984,678
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	262,469,390
未払金	121,024,053
未払解約金	85,187,840
未払利息	820
流動負債合計	468,682,103
負債合計	468,682,103
純資産の部	
元本等	
元本	11,123,754,609
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	35,126,547,966
元本等合計	46,250,302,575
純資産合計	46,250,302,575
負債純資産合計	46,718,984,678

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。なお、アメリカドル建てロシア国債の評価については、「重要な会計上の見積りに関する注記」に記載しております。
-------------------	--

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

1.アメリカドル建てロシア国債（以下、「当該債券」）の時価の算定

（1）当期の財務諸表に計上した金額

当該債券の評価額0円（令和 4年 6月30日評価額193,648,224円（保有割合0.41%））

（2）会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当期の財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

令和 4年 2月24日以降、ロシアのウクライナ侵攻を受けた米欧の経済制裁やそれに対抗措置をロシアが設けたことにより、取引の規制、決済機構やSWIFTからの除外による取引後の受渡が行えない状況となったほか、利金や償還金の受取制限などが掛かり、市場でのロシア国債等の取引が成立しない状況となりました。

令和 4年 6月 6日に米国OFAC（財務省外国資産管理室）規制が更新され、米国人の新規および既存のロシア国債の購入が禁止されることが明確となりました。当ファンドの受託銀行より、制裁違反による処分を受けるリスクを回避する観点から、令和 4年 6月23日付けで当該債券について取引不可とする旨の通知を受けました。

時価の算定に関する会計基準に基づきますと、組入有価証券に係る時価は秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格である必要があり、上記状況を総合的に勘案した結果、当ファンドが組み入れている当該債券において、令和 4年 7月 1日付けで評価額をゼロとすることとし、期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。

なお、令和 4年 7月 7日付けで受託銀行より当該債券に係る取引について、条件付取引可に変更する旨の通知を受けておりますが、当ファンドにおいて当該条件を満たすことはできないと判断していることから、実現が困難な状況に変わりありません。

②翌期の財務諸表への影響

今後、規制が緩和され、当該債券の取引の再開等の変化があれば、状況を総合的に判断の上、その評価額をゼロから回復させる可能性もあります。

2.当該債券の未収利息および前払費用の算定

（1）当期の財務諸表に計上した金額

当該債券の未収利息金額0円（令和 4年 6月30日未収利息金額14,111,663円（保有割合0.03%））

当該債券の前払費用金額0円（令和 4年 6月30日前払費用金額406,623円（保有割合0.00%））

（2）会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①当期の財務諸表に計上した金額の算出方法及び算出に用いた主要な仮定

当該債券の一部において、本来の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払いが行われない状況が発生しており、未収利息の回収可能性が損なわれた状況となっています。上記状況を勘案した結果、令和 4年 7月 1日に当ファンドが組み入れている当該債券に関して、既に計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上しないことといたしました。期末日時点においても当該取り扱いを継続しております。

②翌期の財務諸表への影響

今後、利息の受取が確認できた場合は、速やかにファンドに入金処理を行い基準価額に反映させます。また、回収可能性が回復したと認められることとなった場合は、保有期間に応じた未収利息の計上を再開する可能性もあります。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 4年12月12日現在]
1. 期首	令和 4年 6月14日
期首元本額	11,738,440,308円
期中追加設定元本額	638,660,865円
期中一部解約元本額	1,253,346,564円
元本の内訳※	
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）	4,153,021,992円
エマージング・ソブリン・オープン（1年決算型）	3,203,848,892円
エマージング・ソブリン・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり	2,529,630,352円
グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）	919,461,824円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）	206,207,745円
エマージング・ソブリン・オープン（資産成長型）為替ヘッジあり	111,583,804円
合計	11,123,754,609円
2. 受益権の総数	11,123,754,609口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 4年 6月14日 至 令和 4年12月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 4年12月12日現在]
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２．時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[令和 4年12月12日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△292,848,086
特殊債券	△153,292,665
社債券	△142,297,964
合計	△588,438,715

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

債券関連

[令和 4年12月12日現在]

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	売建	2,836,859,208	—	2,825,794,000	11,065,208
合計		2,836,859,208	—	2,825,794,000	11,065,208

（注）時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- ※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

〔令和 4年12月12日現在〕

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	アメリカドル	8,341,553,950	—	8,093,934,939	△247,619,011
	ユーロ	4,976,657,725	—	4,977,302,225	644,500
	売建				
	アメリカドル	4,984,016,295	—	4,910,251,140	73,765,155
	ユーロ	8,341,352,624	—	8,305,722,697	35,629,927
合計		26,643,580,594	—	26,287,211,001	△137,579,429

（注）時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
- ①為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
- ②当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- （イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- （ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	〔令和 4年12月12日現在〕
1口当たり純資産額	4.1578円
(1万口当たり純資産額)	(41,578円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0 ECUADOR 300731	1,123,779.00	423,526.57	
		1.7 ABU DHABI GOV 310302	5,530,000.00	4,679,425.17	
		2.125 HUNGARY 310922	2,220,000.00	1,703,909.94	
		2.252 PANAMA 320929	4,165,000.00	3,211,167.30	
		2.55 CHILE 320127	535,000.00	454,494.57	
		2.55 CHILE 330727	2,370,000.00	1,935,159.95	
		2.659 MEXICO 310524	800,000.00	674,705.16	
		2.75 CHILE 270131	795,000.00	743,625.93	
		2.783 PERU 310123	7,410,000.00	6,394,294.84	
		2.844 PERU 300620	845,000.00	739,271.92	
		3 ABU DHABI GOVT 510915	1,240,000.00	922,250.00	
		3 COLOMBIA 300130	4,120,000.00	3,193,326.38	
		3 PERU 340115	2,715,000.00	2,276,274.21	
		3.1 CHILE 410507	5,463,000.00	4,162,801.52	
		3.1 CHILE 610122	1,615,000.00	1,100,232.96	
		3.125 ABU DHABI G 490930	12,372,000.00	9,525,697.68	
		3.125 COLOMBIA 310415	2,630,000.00	1,985,863.16	
		3.125 HUNGARY 510921	1,810,000.00	1,135,865.50	
		3.229 PHILIPPINE 270329	425,000.00	407,883.66	
		3.25 CHILE 710921	3,830,000.00	2,585,080.13	
		3.25 COLOMBIA 320422	6,260,000.00	4,606,657.68	
		3.25 SAUDI INTERN 511117	2,020,000.00	1,524,225.34	
		3.362 PANAMA BONO 310630	1,135,000.00	907,103.35	
		3.375 GOVT OF BER 500820	275,000.00	193,637.91	
		3.45 SAUDI INTERN 610202	3,165,000.00	2,359,159.35	
		3.5 AZERBAIJAN 320901	190,000.00	161,737.50	
		3.5 CHILE 340131	290,000.00	256,778.22	
		3.5 MEXICO 340212	690,000.00	584,644.06	
		3.5 MONGOLIA INTL 270707	800,000.00	640,085.32	
		3.55 INDONESIA 320331	360,000.00	331,120.04	
		3.6 PERU 720115	1,235,000.00	881,550.74	
		3.625 ROMANIA 320327	356,000.00	295,654.44	

3.7 PHILIPPINE 410301	965,000.00	815,642.09	
3.75 SAUDI INTERN 550121	1,478,000.00	1,203,086.08	
3.771 MEXICO 610524	835,000.00	581,455.53	
3.8 ISRAEL GOVT 600513	400,000.00	328,567.60	
3.85 INDONESIA 301015	680,000.00	652,925.10	
3.9 DUBAI GOVT IN 500909	1,840,000.00	1,333,293.44	
3.95 PHILIPPINE 400120	405,000.00	355,485.69	
4 CHILE 520131	630,000.00	521,498.28	
4.125 OMAN GOV IN 230117	2,100,000.00	2,097,690.00	
4.125 PERU 270825	1,930,000.00	1,896,732.57	
4.25 RUSSIA 270623	1,000,000.00	—	
4.25 TURKEY 250313	435,000.00	410,017.95	
4.3 INDONESIA 520331	1,355,000.00	1,189,013.88	
4.3 SOUTH AFRICA 281012	295,000.00	265,691.75	
4.375 COSTA RICA 250430	955,000.00	926,909.53	
4.375 RUSSIA 290321	5,400,000.00	—	
4.4 QATAR 500416	4,655,000.00	4,421,598.30	
4.5 COLOMBIA 290315	1,970,000.00	1,732,743.87	
4.5 DOMINICAN 300130	2,225,000.00	1,917,719.85	
4.5 QATAR 280423	1,360,000.00	1,386,360.88	
4.5 SAUDI INTERNA 461026	3,875,000.00	3,548,573.87	
4.625 QATAR 460602	3,195,000.00	3,107,054.43	
4.625 SAUDI INTER 471004	385,000.00	356,537.33	
4.65 INDONESIA 320920	745,000.00	747,812.82	
4.75 AZERBAIJAN 240318	4,352,000.00	4,335,136.00	
4.75 BRAZIL 500114	5,635,000.00	4,223,546.27	
4.75 GOVT OF BERM 290215	1,832,000.00	1,815,861.28	
4.75 INDONESIA 290211	5,760,000.00	5,854,497.92	
4.75 MEXICO 320427	1,130,000.00	1,104,381.83	
4.75 OMAN 260615	4,537,000.00	4,409,065.67	
4.817 QATAR 490314	3,010,000.00	3,028,987.08	
4.85 SOUTH AFRICA 290930	200,000.00	180,107.60	
4.875 DOMINICAN 320923	4,570,000.00	3,850,856.20	
4.875 MEXICO 330519	535,000.00	515,669.54	
4.875 OMAN GOV IN 250201	900,000.00	887,382.00	
4.875 TURKEY 430416	200,000.00	133,678.00	
4.95 JORDAN 250707	1,050,000.00	1,022,841.75	
4.951 UAE INT'L G 520707	2,295,000.00	2,352,145.50	
4.975 URUGUAY 550420	200,000.00	199,627.76	
5 COLOMBIA 450615	2,050,000.00	1,435,864.21	
5 GOVT OF BERMUDA 320715	770,000.00	762,643.99	
5 SAUDI INTERNATI 490417	350,000.00	339,783.50	
	1,255,000.00	900,650.75	

5 SOUTH AFRICA 461012			
5.1 RUSSIA 350328	600,000.00	—	
5.125 MONGOLIA IN 260407	600,000.00	519,044.61	
5.125 TURKEY 280217	1,070,000.00	938,122.50	
5.25 HUNGARY 290616	2,745,000.00	2,680,519.95	
5.25 ROMANIA 271125	1,574,000.00	1,545,361.07	
5.375 OMAN GOV IN 270308	200,000.00	197,298.00	
5.45 INDONESIA 520920	200,000.00	204,000.00	
5.5 DOMINICAN 290222	1,235,000.00	1,143,957.71	
5.5 HUNGARY 340616	2,905,000.00	2,808,246.07	
5.5 SAUDI INTERNA 321025	1,720,000.00	1,842,288.56	
5.609 PHILIPPINE 330413	200,000.00	215,626.15	
5.625 BAHRAIN 340518	530,000.00	465,444.94	
5.625 COLOMBIA 440226	415,000.00	312,120.87	
5.625 MONGOLIA IN 230501	1,995,000.00	1,954,202.25	
5.75 POLAND 321116	1,110,000.00	1,190,195.28	
5.75 TURKEY 470511	3,375,000.00	2,363,461.87	
5.8 ARAB REPUBLIC 270930	1,435,000.00	1,199,932.65	
5.85 JORDAN 300707	1,090,000.00	1,010,179.30	
5.875 TURKEY 310626	1,765,000.00	1,464,482.27	
5.95 DOMINICAN 270125	315,000.00	308,638.41	
6 CROATIA 240126	200,000.00	202,000.00	
6 DOMINICAN 330222	1,300,000.00	1,183,829.68	
6 ROMANIA 340525	5,078,000.00	4,883,776.65	
6 TURKEY 270325	1,465,000.00	1,357,893.85	
6.2 SRI LANKA 270511	980,000.00	296,975.01	
6.25 OMAN GOV INT 310125	799,000.00	810,793.24	
6.25 SENEGAL 240730	1,065,000.00	1,021,164.60	
6.4 DOMINICAN 490605	2,500,000.00	2,052,893.25	
6.4 PANAMA 350214	1,435,000.00	1,521,884.63	
6.5 DOMINICAN 480215	370,000.00	309,472.14	
6.5 OMAN GOV INTE 470308	949,000.00	878,305.19	
6.588 ARAB REPUB 280221	295,000.00	244,579.78	
6.625 FEDERAL REP 241211	1,422,000.00	886,810.39	
6.625 GABONESE RE 310206	3,052,000.00	2,543,231.60	
6.75 OMAN GOV INT 480117	5,140,000.00	4,904,572.58	
6.75 SRI LANKA 280418	1,000,000.00	303,571.22	
6.85 DOMINICAN 450127	1,627,000.00	1,432,435.69	
6.85 SRI LANKA 240314	985,000.00	299,923.44	
6.85 SRI LANKA 251103	3,969,000.00	1,241,475.37	
6.875 PAKISTAN 271205	4,150,000.00	1,649,625.00	
6.876 UKRAINE 310521	645,000.00	129,888.16	
6.95 GABONESE REP 250616	2,920,000.00	2,836,429.60	

	7 COSTA RICA 440404	274,000.00	258,184.09	
	7 GABONESE REP 311124	690,000.00	575,977.50	
	7 OMAN GOV INTERN 510125	860,000.00	842,818.06	
	7.158 COSTA RICA 450312	650,000.00	619,248.16	
	7.253 UKRAINE 350315	5,305,000.00	1,060,745.36	
	7.3 ARAB REPUBLIC 330930	1,795,000.00	1,304,433.68	
	7.3 SOUTH AFRICA 520420	1,880,000.00	1,651,865.76	
	7.375 UKRAINE 340925	3,077,000.00	621,406.30	
	7.45 DOMINICAN 440430	147,000.00	138,714.58	
	7.55 SRI LANKA 300328	1,870,000.00	567,777.14	
	7.625 ARAB REPUB 320529	230,000.00	173,548.11	
	7.625 HUNGARY 410329	2,374,000.00	2,644,246.66	
	7.75 REP GHANA 290407	685,000.00	240,537.75	
	7.75 UKRAINE 240901	825,000.00	219,019.35	
	7.75 UKRAINE 280901	3,567,000.00	794,549.25	
	7.75 UKRAINE 290901	2,645,000.00	583,751.50	
	7.875 REP GHANA 350211	1,270,000.00	420,052.50	
	7.903 ARAB REPUB 480221	3,443,000.00	2,212,306.53	
	8 ANGOLA REP 291126	2,390,000.00	2,171,303.05	
	8 COLOMBIA 330420	335,000.00	339,934.44	
	8.25 ANGOLA REP 280509	1,829,000.00	1,710,115.00	
	8.25 VENEZUELA 241013	2,030,000.00	170,580.04	
	8.5 ARAB REPUBLIC 470131	4,131,000.00	2,773,350.98	
	8.625 REP GHANA 340407	800,000.00	265,904.00	
	8.627 REP GHANA 490616	2,717,000.00	844,036.05	
	8.7002 ARAB REPUB 490301	710,000.00	479,832.20	
	8.75 ANGOLA REP 320414	1,670,000.00	1,504,319.30	
	8.875 ARAB REPUB 500529	810,000.00	555,303.60	
	8.95 REP GHANA 510326	200,000.00	62,358.00	
	9.125 ANGOLA REP 491126	547,000.00	445,345.52	
	9.25 VENEZUELA 280507	4,210,000.00	380,796.39	
	9.375 ANGOLA REP 480508	2,580,000.00	2,128,887.00	
	9.875 TURKEY 280115	1,040,000.00	1,090,076.00	
	FRN ARGENTINA 350709	7,186,298.00	1,695,564.31	
	FRN ARGENTINA 410709	2,875,000.00	788,566.87	
	FRN ECUADOR 350731	200,566.00	88,951.02	
	FRN ECUADOR 400731	3,592,396.00	1,419,894.51	
国債証券 小計		296,399,039.00	215,345,302.28 (29,450,623,539)	
特殊債券	1.375 QATAR PETRO 260912	980,000.00	876,429.68	
	1.625 SAUDI ARABI 251124	1,500,000.00	1,378,032.00	
	2.25 QATAR PETROL 310712	1,165,000.00	990,361.84	

	2.25 SAUDI ARABIA 301124	2,710,000.00	2,287,996.09	
	2.875 SAUDI ARABI 240416	6,570,000.00	6,393,431.25	
	3.125 QATAR ENERG 410712	395,000.00	312,881.47	
	3.25 SAUDI ARABIA 501124	795,000.00	582,175.32	
	3.3 QATAR PETROLE 510712	6,770,000.00	5,193,977.84	
	3.5 SAUDI ARABIAN 290416	5,200,000.00	4,863,695.20	
	5.125 AEROPUERTO 610811	1,670,000.00	1,321,128.65	
	6.35 ESKOM HLDG 280810	1,335,000.00	1,242,631.35	
	7.125 ESKOM HLDG 250211	410,000.00	379,942.90	
	7.625 KONDOR FINA 261108	200,000.00	38,475.20	
特殊債券 小計		29,700,000.00	25,861,158.79 (3,536,772,076)	
社債券	2.5 TEMASEK FIN 701006	5,430,000.00	3,476,514.06	
	2.625 OOREDOO INT 310408	200,000.00	173,892.60	
	3 MDGH GMTN RSC L 270328	1,360,000.00	1,278,833.84	
	3.5 KAZMUNAYGAS 330414	200,000.00	154,950.00	
	3.75 EMPRESA NAC 260805	2,365,000.00	2,249,942.75	
	3.75 OFFICE CHE 310623	1,360,000.00	1,145,500.80	
	3.958 LAMAR FUNDI 250507	1,905,000.00	1,813,900.99	
	4.15 PERTAMINA 600225	800,000.00	597,990.00	
	4.25 ISRAEL ELEC 280814	5,990,000.00	5,683,395.86	
	4.5 OFFICE CHE 251022	345,000.00	339,002.86	
	4.625 ECOPETROL 311102	1,070,000.00	818,635.60	
	4.75 KAZMUNAYGAS 270419	225,000.00	211,797.00	
	4.75 STATE OIL AZ 230313	2,325,000.00	2,317,443.75	
	4.875 ABU DHABI 300423	205,000.00	212,232.40	
	5 ISRAEL ELEC 241112	6,130,000.00	6,080,133.85	
	5.125 OFFICE CHE 510623	1,040,000.00	786,401.20	
	5.25 EMPRESA NAC 291106	355,000.00	345,516.47	
	5.315 FREEPORT IN 320414	1,050,000.00	981,547.68	
	5.375 ECOPETROL 260626	505,000.00	476,409.42	
	5.5 MDGH GMTN RSC 330428	295,000.00	315,758.56	
	5.625 PERTAMINA P 430520	345,000.00	328,678.81	
	5.75 KAZMUNAYGAS 470419	1,150,000.00	925,681.00	
	5.8 ORYX FUNDING 310203	920,000.00	880,154.80	
	5.95 PETRO MEX 310128	580,000.00	441,910.20	
	6 PERTAMINA PERSE 420503	400,000.00	396,151.52	
	6 PETROLEOS 261115	14,960,000.00	729,300.00	
	6.2 FREEPORT INDO 520414	400,000.00	356,692.41	
	6.375 KAZMUNAYGAS 481024	1,075,000.00	925,897.50	
	6.625 PETRO MEX 380615	1,755,000.00	1,196,444.01	
	6.7 PETRO MEX 320216	2,228,000.00	1,754,837.63	
	6.75 PETRO MEX 470921	1,159,000.00	751,627.49	

		6.85 DP WORLD PLC 370702	100,000.00	106,910.70		
		6.875 OFFICE CHE 440425	610,000.00	572,048.85		
		6.875 SOUTHERN GA 260324	3,553,000.00	3,683,544.32		
		6.95 STATE OIL AZ 300318	579,000.00	602,048.83		
		7.69 PETRO MEX 500123	2,736,000.00	1,914,783.36		
		社債券 小計		65,705,000.00	45,026,511.12 (6,157,825,660)	
アメリカドル合計			391,804,039.00	286,232,972.19 (39,145,221,275)		
ユーロ	国債証券	1.125 CROATIA 330304	910,000.00	724,328.15		
		1.375 ROMANIA 291202	1,247,000.00	946,045.90		
		1.5 CROATIA 310617	6,920,000.00	5,922,239.80		
		1.5 SERBIA 290626	506,000.00	381,763.33		
		1.625 NORTH MACED 280310	375,000.00	303,768.75		
		1.75 CROATIA 410304	1,300,000.00	958,230.00		
		2 ROMANIA 320128	755,000.00	534,185.90		
		2 ROMANIA 330414	340,000.00	232,606.66		
		2.75 NORTH MACEDO 250118	1,185,000.00	1,120,690.05		
		2.875 ROMANIA 420413	395,000.00	235,585.76		
		3.375 ROMANIA 500128	1,195,000.00	739,168.44		
		3.675 NORTH MACED 260603	2,060,000.00	1,938,777.24		
		4.125 BULGARIA 290923	1,825,000.00	1,824,899.62		
		4.125 ROMANIA 390311	40,000.00	30,036.72		
		4.625 BULGARIA 340923	1,030,000.00	1,047,532.66		
		4.875 BENIN INTL 320119	610,000.00	478,179.00		
		4.875 IVORY COAST 320130	285,000.00	226,600.65		
		4.95 BENIN INTL G 350122	1,535,000.00	1,125,838.07		
		5 HUNGARY 270222	770,000.00	772,233.00		
		5.25 IVORY COAST 300322	330,000.00	281,127.00		
	5.375 SENEGAL 370608	575,000.00	398,503.75			
	5.875 IVORY COAST 311017	2,220,000.00	1,879,452.00			
		国債証券 小計		26,408,000.00	22,101,792.45 (3,177,353,682)	
		特殊債券	2.45 BULGARIAN EN 280722	2,120,000.00	1,654,401.36	
		特殊債券 小計		2,120,000.00	1,654,401.36 (237,836,739)	
ユーロ合計			28,528,000.00	23,756,193.81 (3,415,190,421)		
合計				42,560,411,696 (42,560,411,696)		

(注1)通貨の種類ごとの小計／合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	154銘柄	75.23%
	特殊債券	13銘柄	9.04%
	社債券	36銘柄	15.73%
ユーロ	国債証券	22銘柄	93.04%
	特殊債券	1銘柄	6.96%

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

２【ファンドの現況】

【グローバル財産３分法ファンド（毎月決算型）】

【純資産額計算書】

令和 ４年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	11,229,147,886
II 負債総額	17,504,119
III 純資産総額（I－II）	11,211,643,767
IV 発行済口数	13,187,180,687口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8502
（10,000口当たり）	（8,502）

（参考）

グローバル株式インカム マザーファンド

純資産額計算書

令和 ４年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	27,908,036,696
II 負債総額	309,446,931
III 純資産総額（I－II）	27,598,589,765
IV 発行済口数	7,459,505,385口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.6998
（10,000口当たり）	(36,998)

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	114,044,354,205
II 負債総額	43,323,071
III 純資産総額（I－II）	114,001,031,134
IV 発行済口数	41,217,795,043口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	2.7658
（10,000口当たり）	(27,658)

エマージング・ソブリン・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 4年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	44,771,078,450
II 負債総額	281,327,469
III 純資産総額（I－II）	44,489,750,981
IV 発行済口数	11,130,722,931口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	3.9970
（10,000口当たり）	(39,970)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

＜更新後＞

（１）資本金の額等

2022年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング１

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング２

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2022年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	875	21,763,425
追加型公社債投資信託	16	1,413,534
単位型株式投資信託	90	413,739
単位型公社債投資信託	51	119,277
合 計	1,032	23,709,975

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期

間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人
トーマツにより中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	56,803,388	※2	51,593,362
有価証券		2,001		293,326
前払費用		598,135		645,109
未収入金		31,359		61,092
未収委託者報酬		13,216,357		15,750,264
未収収益	※2	662,230	※2	783,790
金銭の信託		2,300,000		8,401,300
その他		269,506		295,584
流動資産合計		73,882,978		77,823,830
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	548,902	※1	391,042
器具備品	※1	1,435,369	※1	1,079,023
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		2,612,705		2,098,499
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,569,171		4,381,293
ソフトウェア仮勘定		1,895,190		1,581,652
無形固定資産合計		5,480,184		5,978,768
投資その他の資産				
投資有価証券		18,616,670		16,803,642
関係会社株式		320,136		159,536
投資不動産	※1	814,684	※1	810,684
長期差入保証金		538,497		524,244
前払年金費用		258,835		189,708
繰延税金資産		916,962		982,406
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		21,487,417		19,491,852
固定資産合計		29,580,307		27,569,120
資産合計		103,463,286		105,392,950

（単位：千円）

	第36期 (令和3年3月31日現在)		第37期 (令和4年3月31日現在)	
--	-----------------------	--	-----------------------	--

(負債の部)

流動負債

預り金	533,622		565,222
未払金			
未払収益分配金	158,856		197,334
未払償還金	133,877		7,418
未払手数料	※2 5,200,810	※2	6,423,139
その他未払金	※2 4,412,521	※2	4,565,457
未払費用	※2 4,755,909	※2	4,328,968
未払消費税等	752,617		1,112,923
未払法人税等	873,027		769,692
賞与引当金	933,381		942,287
役員賞与引当金	160,710		149,028
その他	691,143		5,517
流動負債合計	18,606,476		19,066,990

固定負債

長期未払金	21,600		10,800
退職給付引当金	1,145,514		1,246,300
役員退職慰労引当金	117,938		117,938
時効後支払損引当金	245,426		250,214
固定負債合計	1,530,479		1,625,252

負債合計	20,136,956		20,692,243
------	------------	--	------------

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131		2,000,131
資本剰余金			
資本準備金	3,572,096		3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616		41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712		44,732,712

利益剰余金			
利益準備金	342,589		342,589
その他利益剰余金			
別途積立金	6,998,000		6,998,000
繰越利益剰余金	26,951,289		29,000,498
利益剰余金合計	34,291,879		36,341,088
株主資本合計	81,024,723		83,073,932

(単位：千円)

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,301,606	1,626,775
評価・換算差額等合計	2,301,606	1,626,775
純資産合計	83,326,329	84,700,707

負債純資産合計	103,463,286	105,392,950
---------	-------------	-------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	67,963,712	79,977,953
投資顧問料	2,443,980	2,711,169
その他営業収益	21,613	13,459
営業収益合計	70,429,306	82,702,582
営業費用		
支払手数料	※2 26,689,896	※2 31,644,834
広告宣伝費	668,150	720,785
公告費	250	500
調査費		
調査費	2,077,942	2,430,158
委託調査費	12,035,954	14,557,009
事務委託費	798,528	1,450,062
営業雑経費		
通信費	296,490	138,868
印刷費	378,180	379,428
協会費	51,841	49,590
諸会費	16,613	17,729
事務機器関連費	1,977,769	2,172,978
その他営業雑経費	8,391	649
営業費用合計	45,000,009	53,562,596
一般管理費		
給料		
役員報酬	352,879	414,260
給料・手当	6,461,546	6,496,233
賞与引当金繰入	933,381	942,287
役員賞与引当金繰入	160,710	149,028
福利厚生費	1,272,568	1,282,310
交際費	2,721	4,874
旅費交通費	22,768	21,698
租税公課	402,939	430,233
不動産賃借料	666,331	724,961
退職給付費用	481,135	494,615
役員退職慰労引当金繰入	11,763	-
固定資産減価償却費	1,358,911	2,249,287
諸経費	413,538	379,054
一般管理費合計	12,541,193	13,588,846
営業利益	12,888,103	15,551,139

(単位：千円)

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	170,807	243,133
受取利息	※2 2,726	※2 7,408
投資有価証券償還益	81,557	1,089,101
収益分配金等時効完成分	275,835	137,485
受取賃貸料	※2 65,808	※2 65,808
その他	12,504	36,211
営業外収益合計	609,239	1,579,148
営業外費用		
投資有価証券償還損	95,946	3,074
時効後支払損引当金繰入	16,395	16,548
事務過誤費	-	76,076
賃貸関連費用	13,472	15,780
その他	2,932	7,585
営業外費用合計	128,747	119,066
経常利益	13,368,595	17,011,221
特別利益		
投資有価証券売却益	2,007,655	605,706
特別利益合計	2,007,655	605,706
特別損失		
投資有価証券売却損	51,737	28,188
投資有価証券評価損	26,317	36,558
固定資産除却損	※1 536	※1 13,094
特別損失合計	78,591	77,840
税引前当期純利益	15,297,659	17,539,087
法人税、住民税及び事業税	※2 4,755,427	※2 5,366,608
法人税等調整額	△19,122	22,446
法人税等合計	4,736,304	5,389,054
当期純利益	10,561,354	12,150,032

(3) 【株主資本等変動計算書】

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
当期純利益							10,561,354	10,561,354	10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,103,684	1,103,684	1,103,684
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当期変動額			
剰余金の配当			△9,457,670
当期純利益			10,561,354
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	2,299,791	2,299,791	2,299,791
当期変動額合計	2,299,791	2,299,791	3,403,475
当期末残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,951,289	34,291,879	81,024,723
会計方針の変更による累積的影響額							475,687	475,687	475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,426,976	34,767,566	81,500,410
当期変動額									
剰余金の配当							△10,576,511	△10,576,511	△10,576,511
当期純利益							12,150,032	12,150,032	12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,573,521	1,573,521	1,573,521
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,326,329
会計方針の変更による累積的影響額			475,687
会計方針の変更を 反映した当期首残高	2,301,606	2,301,606	83,802,017
当期変動額			
剰余金の配当			△10,576,511
当期純利益			12,150,032
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△674,831	△674,831	△674,831
当期変動額合計	△674,831	△674,831	898,690
当期末残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用し

ております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬

は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月31日に公布されておりますが、繰延税金資産の額について、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）により「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

（会計方針の変更）

(1)収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、流動負債のその他は484,886千円減少、繰延税金資産は148,472千円減少、繰越利益剰余金は336,414千円増加しております。

当事業年度の損益計算書は、委託者報酬、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ200,739千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は475,687千円増加しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(2)時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準等の適用による、財務諸表への影響はありません。また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）

(1)概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の令和3年6月17日の改正は、令和元年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、また、「貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資」の時価の注記についても、一定の検討を要するため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2)適用予定日

令和5年3月期の期首より適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現

時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
建物	643,920千円	805,250千円
器具備品	1,545,179千円	2,054,366千円
投資不動産	151,833千円	157,995千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
預金	40,328,414千円	43,782,913千円
未収収益	14,138千円	13,741千円
未払手数料	772,495千円	836,105千円
その他未払金	3,425,136千円	3,887,520千円
未払費用	349,222千円	337,847千円

（損益計算書関係）

※1.固定資産除却損の内訳

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
建物	-	2,599千円
器具備品	536千円	10,495千円
計	536千円	13,094千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
支払手数料	5,128,270千円	5,153,589千円
受取利息	143千円	7,377千円
受取賃貸料	65,808千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,492,898千円	4,062,765千円

（株主資本等変動計算書関係）

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ① 配当金の総額 9,457,670千円
② 1株当たり配当額 44,700円

③ 基準日	令和2年3月31日
④ 効力発生日	令和2年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	10,576,511千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	49,988円
④ 基準日	令和3年3月31日
⑤ 効力発生日	令和3年6月29日

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和3年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	10,576,511千円
② 1株当たり配当額	49,988円
③ 基準日	令和3年3月31日
④ 効力発生日	令和3年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和4年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	6,075,125千円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	28,713円
④ 基準日	令和4年3月31日
⑤ 効力発生日	令和4年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
1年内	709,808千円	709,808千円
1年超	709,808千円	414,054千円
合計	1,419,616千円	1,123,863千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第36期(令和3年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	2,001	2,001	—
(2) 金銭の信託	2,300,000	2,300,000	—
(3) 投資有価証券	18,585,310	18,585,310	—
資産計	20,887,311	20,887,311	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式160,600千円 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,803,388	—	—	—
金銭の信託	2,300,000	—	—	—
未収委託者報酬	13,216,357	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	2,001	8,412,286	3,123,026	11,398
合計	72,321,747	8,412,286	3,123,026	11,398

第37期(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	293,326	293,326	—
(2) 金銭の信託	8,401,300	8,401,300	—
(3) 投資有価証券	16,772,282	16,772,282	—
資産計	25,466,909	25,466,909	—

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

非上場株式（当事業年度の貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,593,362	—	—	—
金銭の信託	8,401,300	—	—	—
未収委託者報酬	15,750,264	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	293,326	6,911,464	3,695,585	—
合計	76,038,253	6,911,464	3,695,585	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

なお、財務諸表等規則附則（令和3年9月24日内閣府令第9号）に基づく経過措置を適用した投資信託（貸借対照表計上額 有価証券 293,326千円、投資有価証券16,772,282千円）は、次表には含めておりません。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	8,401,300	—	8,401,300
資産計	—	8,401,300	—	8,401,300

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度の子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

また、当事業年度の関連会社株式（貸借対照表計上額は関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第36期(令和3年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,810,957	11,362,471	3,448,485
	小計	14,810,957	11,362,471	3,448,485
貸借対照表計上	株式	—	—	—

額が取得原価を 超えないもの	債券	—	—	—
	その他	6,076,354	6,207,447	△131,093
	小計	6,076,354	6,207,447	△131,093
合計		20,887,311	17,569,919	3,317,392

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は2,300,000千円、取得原価は2,300,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、含めておりません。

第37期(令和4年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	19,193,250	16,560,340	2,632,910
	小計	19,193,250	16,560,340	2,632,910
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	6,273,658	6,561,836	△288,177
	小計	6,273,658	6,561,836	△288,177
合計		25,466,909	23,122,176	2,344,732

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は8,401,300千円、取得原価は8,400,000千円）を含めております。

非上場株式（貸借対照表計上額は31,360千円）は、市場価格がないため、含めておりません。

3.売却したその他有価証券

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	5,747,529	2,007,655	51,737
合計	5,747,529	2,007,655	51,737

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	4,164,921	605,706	28,188
合計	4,164,921	605,706	28,188

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について26,317千円（その他有価証券のその他26,317千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について36,558千円（その他有価証券のその他36,558千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,718,736 千円	3,729,235 千円
勤務費用	203,106	198,457
利息費用	19,110	21,549
数理計算上の差異の 発生額	△18,826	△46,069
退職給付の支払額	△192,890	△179,650
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,729,235	3,723,521

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
年金資産の期首残高	2,460,824 千円	2,649,846 千円
期待運用収益	44,130	47,588
数理計算上の差異の 発生額	304,281	1,824
事業主からの拠出額	—	—
退職給付の支払額	△159,390	△115,331
年金資産の期末残高	2,649,846	2,583,927

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,810,893 千円	2,675,015 千円
年金資産	△2,649,846	△2,583,927
	161,046	91,087
非積立型制度の退職給付債務	918,342	1,048,506
未積立退職給付債務	1,079,388	1,139,593
未認識数理計算上の差異	161,333	205,679
未認識過去勤務費用	△354,043	△288,681
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591
退職給付引当金	1,145,514	1,246,300
前払年金費用	△258,835	△189,708
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	886,678	1,056,591

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
勤務費用	203,106 千円	198,457 千円
利息費用	19,110	21,549
期待運用収益	△44,130	△47,588

数理計算上の差異の 費用処理額	41,361	△3,547
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	44,446	109,013
確定給付制度に係る 退職給付費用	329,255	343,245

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額、再就職支援金及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
債券	62.7 %	62.0 %
株式	35.4	36.3
その他	1.9	1.7
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
割引率	0.051～0.59%	0.078～0.72%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度151,880千円、当事業年度151,370千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (令和3年3月31日現在)	第37期 (令和4年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	418,394千円	410,082千円
投資有価証券評価損	188,859	65,490
未払事業税	180,263	165,702
賞与引当金	285,801	288,528
役員賞与引当金	25,472	25,799
役員退職慰労引当金	36,112	36,112
退職給付引当金	350,756	381,617
減価償却超過額	68,024	145,316
委託者報酬	209,938	-
長期差入保証金	48,639	52,869
時効後支払損引当金	75,149	76,615
連結納税適用による時価評価	38,873	35,311
その他	87,023	76,257
繰延税金資産 小計	2,013,308	1,759,702
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,013,308	1,759,702

繰延税金負債

前払年金費用	△79,225	△58,088
連結納税適用による時価評価	△1,203	△1,149
その他有価証券評価差額金	△1,015,785	△717,957
その他	△101	△101
繰延税金負債 合計	△1,096,346	△777,296

繰延税金資産の純額

916,962	982,406
---------	---------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第36期（令和3年3月31日現在）及び第37期（令和4年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）及び第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,492,898 千円	その他未払金	3,425,136 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,128,270 千円	未払手数料	772,495 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	523,327 千円	未払費用	290,120 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	4,062,765 千円	その他未払金	3,887,520 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,153,589 千円	未払手数料	836,105 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	499,388 千円	未払費用	272,264 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第36期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	3,729,785 千円	未払手数料	764,501 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	5,655,482 千円	未払手数料	1,193,245 千円

第37期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	4,097,951 千円	未払手数料	838,058 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注1)	7,025,984 千円	未払手数料	1,319,958 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
--	-------------------------------------	-------------------------------------

1株当たり純資産額	393,827.09円	400,322.84円
1株当たり当期純利益金額	49,916.36円	57,424.97円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額は2,248.25円増加し、1株当たり純利益金額は658.24円減少しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第37期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	10,561,354	12,150,032
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第38期中間会計期間
(令和4年9月30日現在)

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	48,375,193
有価証券	270,676
前払費用	804,517
未収入金	78,340
未収委託者報酬	16,141,814
未収収益	751,362
金銭の信託	10,401,500
その他	264,566
流動資産合計	77,087,971

固定資産

有形固定資産

建物	※1	285,704
器具備品	※1	898,241
土地		628,433
建設仮勘定		39,450
有形固定資産合計		1,851,829

無形固定資産

電話加入権		15,822
ソフトウェア		4,470,447
ソフトウェア仮勘定		1,585,322
無形固定資産合計		6,071,592

投資その他の資産

投資有価証券		14,693,980
関係会社株式		159,536
投資不動産	※1	809,716
長期差入保証金		1,204,923
前払年金費用		154,270
繰延税金資産		1,369,880

その他	45,230
貸倒引当金	△23,600
投資その他の資産合計	18,413,938
固定資産合計	26,337,361
資産合計	103,425,332

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

(負債の部)	
流動負債	
預り金	1,783,230
未払金	
未払収益分配金	112,635
未払償還金	7,418
未払手数料	6,226,860
その他未払金	575,030
未払費用	5,329,791
未払消費税等	※2 592,374
未払法人税等	2,634,965
賞与引当金	954,015
役員賞与引当金	86,040
その他	5,517
流動負債合計	18,307,880
固定負債	
退職給付引当金	1,299,571
役員退職慰労引当金	75,667
時効後支払損引当金	261,505
固定負債合計	1,636,744
負債合計	19,944,625
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,131
資本剰余金	
資本準備金	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712
利益剰余金	
利益準備金	342,589
その他利益剰余金	
別途積立金	6,998,000
繰越利益剰余金	28,593,826
利益剰余金合計	35,934,416
株主資本合計	82,667,260

(単位：千円)

第38期中間会計期間

(令和4年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	813,447
評価・換算差額等合計	813,447
純資産合計	83,480,707
負債純資産合計	103,425,332

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	40,789,208
投資顧問料	1,442,097
その他営業収益	5,655
営業収益合計	42,236,961
営業費用	
支払手数料	15,949,349
広告宣伝費	237,620
公告費	250
調査費	
調査費	1,359,939
委託調査費	7,988,301
事務委託費	709,248
営業雑経費	
通信費	64,639
印刷費	194,724
協会費	27,550
諸会費	9,245
事務機器関連費	1,088,738
営業費用合計	27,629,607
一般管理費	
給料	
役員報酬	204,466
給料・手当	2,770,641
賞与引当金繰入	954,015
役員賞与引当金繰入	86,040
福利厚生費	637,045
交際費	4,351
旅費交通費	22,970
租税公課	219,318
不動産賃借料	362,988
退職給付費用	193,777
固定資産減価償却費	※1 1,198,877
諸経費	182,304
一般管理費合計	6,836,796
営業利益	7,770,556

(単位：千円)

第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
営業外収益	
受取配当金	31,240
受取利息	5,115
投資有価証券償還益	780
収益分配金等時効完成分	93,217
受取賃貸料	32,904
その他	32,041
営業外収益合計	195,299
営業外費用	

時効後支払損引当金繰入	39,158
事務過誤費	1,807
貸貸関連費用	※1 6,770
その他	11,805
営業外費用合計	59,541
経常利益	7,906,314
特別利益	
投資有価証券売却益	364,481
特別利益合計	364,481
特別損失	
投資有価証券売却損	338
投資有価証券評価損	104,554
固定資産除却損	3,528
特別損失合計	108,421
税引前中間純利益	8,162,374
法人税、住民税及び事業税	2,522,443
法人税等調整額	△ 28,522
法人税等合計	2,493,921
中間純利益	5,668,453

(3)中間株主資本等変動計算書

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932
当中間期変動額									
剰余金の配当							△6,075,125	△6,075,125	△6,075,125
中間純利益							5,668,453	5,668,453	5,668,453
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△406,671	△406,671	△406,671
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	28,593,826	35,934,416	82,667,260

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当中間期変動額			
剰余金の配当			△6,075,125
中間純利益			5,668,453
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△813,328	△813,328	△813,328
当中間期変動額合計	△813,328	△813,328	△ 1,220,000
当中間期末残高	813,447	813,447	83,480,707

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額

に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当中間会計期間からグループ通算制度を適用しております。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による、中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

当社は、当中間会計期間から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
建物	903,274千円
器具備品	2,258,329千円
投資不動産	161,052千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
有形固定資産	321,137千円
無形固定資産	877,740千円
投資不動産	3,057千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和4年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	6,075,125千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	28,713円
④	基準日	令和4年3月31日
⑤	効力発生日	令和4年6月29日

（リース取引関係）

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	880,111千円
1年超	1,932,485千円
合 計	2,812,596千円

（金融商品関係）

第38期中間会計期間(令和4年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券	270,676	270,676	—
(2) 金銭の信託	10,401,500	10,401,500	—
(3) 投資有価証券	14,662,620	14,662,620	—
資産計	25,334,797	25,334,797	

（注1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がないため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載していません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	—	270,676	—	270,676
金銭の信託	—	10,401,500	—	10,401,500
投資有価証券	1,743,912	12,918,707	—	14,662,620
資産計	1,743,912	23,590,884	—	25,334,797

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

第38期中間会計期間（令和4年9月30日現在）

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関連会社株式159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	17,920,574	16,110,224	1,810,349
	小 計	17,920,574	16,110,224	1,810,349
中間貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	7,414,223	8,052,120	△637,897
	小 計	7,414,223	8,052,120	△637,897
合 計		25,334,797	24,162,345	1,172,451

（注）「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」（中間貸借対照表計上額10,401,500千円、取得価額10,400,000千円）を含めております。

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がないため、含めておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

当中間会計期間において、有価証券について104,554千円（その他有価証券のその他104,554千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しており

ます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (令和4年9月30日現在)
1株当たり純資産額	394,556.72円
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	83,480,707
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	83,480,707
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第38期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	26,790.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	5,668,453
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（2022年9月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

①名称	②資本金の額 (2022年9月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
PayPay銀行株式会社	37,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社十六銀行	36,839 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社鳥取銀行	9,061 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社西京銀行	28,497 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社宮崎太陽銀行	8,752 百万円	銀行業務を営んでいます。
アーク証券株式会社	2,619 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
安藤証券株式会社	2,280 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
auカブコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とちぎんTT証券株式会社	1,001 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
共和証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岩井コスモ証券株式会社	13,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
篠山証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
荘内証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
北洋証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ニュース証券株式会社	1,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
スターツ証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
立花証券株式会社	6,695 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
中銀証券株式会社	2,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円 (2022年11月30日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東武証券株式会社	420 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィリップ証券株式会社	950 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社証券ジャパン	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	11,757 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松阪証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
リテラ・クレア証券株式会社	3,794 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三津井証券株式会社	558 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明和証券株式会社	511 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2022年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

<訂正前>

- （1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- （2）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- （3）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （4）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （5）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （6）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （7）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

<訂正後>

- （1）目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレス、ファンドの管理番号などを記載することがあります。
- （2）投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されていま

す。

- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

- （３）投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- （４）目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- （５）投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- （６）目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- （７）目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和5年2月15日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の令和4年6月14日から令和4年12月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル財産3分法ファンド（毎月決算型）の令和4年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １． 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２． XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年6月10日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月2日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。